

有者擔保の責を任せず

第三款 分割の銷除

第四百二十條 分割の財産編第三百四條以下に定めたる區別に従ひ不成立又は無効たる外尙ほ所有者の一人か其領收したる部分及び四分一以上の缺損を被ふりたるとき其缺損の爲め之を銷除することを得

缺損の査公の分割の時又は於ける物の價格に従ひて之を爲す可し

第四百二十一條 分割銷除の訴權の財産編第五百四十四條以下に定めたる時効及び認諾を因りて消滅す

第十五章 夫婦財産契約

第一節 總則

第四百二十二條 夫婦財産契約の婚姻の儀式前又は之を爲し及び公證人をして其證書を作らしむるは非されり成立せず

婚姻の儀式後の契約を變更することを得ず

第四百二十三條 婚姻を爲すことを得る未成年者の婚姻の許諾を與ふ可き尊屬親又は後見人の立會にて財産契約を爲すことを得

第四百二十四條 財産契約を爲さずして婚姻を爲したるときは財産の關係の法定の制に従ふ

第四百二十五條 日本に於て財産契約を爲さずして婚姻を爲したる外國人の夫たる者の本國を行へる普通法の制に従ひたるものと看做す

第二節 法定の制

第四百二十六條 婦又は入夫か婚姻の儀式の時又は於て現に所有し又は將來に所有す可き特有財産より婚姻中に生ずる果實及び自己の勞力及び因りて婚姻中に得たる所得の婚姻中の費用分擔の爲め之を配偶者又は供出したるものと看做す

第四百二十七條 夫又は戸主たる婦か配偶者の特有財産に付て有する權利の用益者の權利も同じ

又配偶者の特有財産に關して收益を爲す夫又は戸主たる婦の用益者の負擔する修繕其他收益を以て辨濟す可き義務を負ふ

第四百二十八條 夫の婦の特有財産入夫の戸主たる婦の財産を管理す

第四百二十九條 夫又は入夫の婦又は戸主たる婦の承諾を得るは非されり婦の特有財産又は戸主たる婦の財産を讓渡し又は之を擔保し供することを得す但人事編第二百二十九條

民法財産取得編

及び第二百七十五條の場合に此限を在らす

第四百三十條 入夫の戸主たる婦の承諾を得るに非され婚姻中の所得を譲渡し又之を擔保し供することを得す但其特有財産より生ずる果實及び自己の勞力に因りて得たる所得に此限を在らす

第四百三十一條 夫か婦の特有財産に付き入夫か戸主たる婦の財産に付き其承諾を得ずして爲す質貸借に關しては財産編第百十九條以下の規定を適用す

第四百三十二條 管理の失當に因り夫又入夫か婦の特有財産又戸主たる婦の財産を危険に置くときは婦又戸主たる婦自ら其財産を管理せんと請求することを得

第四百三十三條 婦又入夫か婚姻の儀式の時於て負へる債務及び婚姻中に生ずる債務に付ては債権者の婦又入夫の特有財産に對して權利を行ふことを得

第四百三十四條 婦の名を以て生ぜしめたる債務に付ては債権者の其債務が家事管理の爲め生じたることを證するときは限り夫に對して其辨濟を請求することを得

第四百三十五條 婦又入夫の特有財産たることを證せざる財産の總て夫又戸主たる婦

に屬するものと看做す

民法債權擔保編目錄

總則

第一部 對人擔保

第一章 保證

第一節 保證の目的及性質

第二節 保證の効力

第一款 保證人債權者間の保證の効力

第二款 保證人債權者間の保證の効力

効力

第三款 共同保證人間の保證の効力

効力

第三節 保證の消滅

第四節 法律上及び裁判上の保證の特別なる規則

● 民法債權擔保編

第二章 債務者間及び債權者間の連帶

總則

第一節 債務者間の連帶

第一款 債務者間の連帶の性質及原因

原因

第二款 債務者間の連帶の効力

第三款 債務者間の連帶の終了

第四款 全部義務

第二節 債權者間の連帶

第一款 債權者間の連帶の性質及原因

原因

第二款 債權者間の連帶の終了

第三章 任意の不可分

第二部 物上擔保

第一章 留置權

●民法債權擔保編

第二章 動産質

第一節 動産質契約の性質及び成立

第二節 動産質契約の効力

第三章 不動産質

第一節 不動産質の目的性質及び組成

第二節 不動産質の効力

第四章 先取特權

總則

第一節

動産及び不動産に係る一般の先取特權

第一款 一般の先取特權の原因

第一則 訟事費用の先取特權

第二則 葬式費用の先取特權

第三則 最後疾病費用の先取特權

權

第四則 雇人給料の先取特權

第五則 日用品供給の先取特權

第二款 一般の先取特權の効力及び順位

第二節 動産に係る特別の先取特權

第一款 動産に係る特別の先取特權の原因及び目的

第二款 不動産賃貸人の先取特權

第三款 種子及び肥料の供給者の先取特權

第四則 農業者及工業職工の先取特權

第五則 動産物保存者の先取特權

第六則 共同分割者の先取特權

第七則 工匠技師及び工事請負人の先取特權

第八則 金銭貸主の先取特權

第九則 債權者間於ける不動産の特別先取特權の効力及び順位

第三款 第三所持者及對する不動産先取特權の効力

第五節 抵當

第一節 抵當の性質及び目的

第二節 抵當の種類

第一款 法律上の抵當

第二款 合意上の抵當

第三款 遺言上の抵當

●民法債權擔保編

第二章 動産質

第一節 動産質契約の性質及び成立

第二節 動産質契約の効力

第三章 不動産質

第一節 不動産質の目的性質及び組成

第二節 不動産質の効力

第四章 先取特權

總則

第一節 動産及び不動産に係る一般の先取特權

第一款 一般の先取特權の原因

第一則 訟事費用の先取特權

第二則 葬式費用の先取特權

第三則 最後疾病費用の先取特權

第五則 動産物賣主の先取特權

第六則 旅店主人の先取特權

第七則 舟車運送營業人の先取特權

第八則 職務上の所爲に對する債權者の先取特權

第九則 保證金貸主の先取特權

第三款 動産に係る特別の先取特權の順位

第三節 不動産に係る特別の先取特權

第一款 不動産に係る特別の先取特權の原因及び目的

第一則 讓渡人の先取特權

第二款 讓渡人の先取特權

第三款 遺言上の抵當

第五節 抵當

第一節 抵當の性質及び目的

第二節 抵當の種類

第一款 法律上の抵當

第二款 合意上の抵當

第三款 遺言上の抵當

第五節 抵當

第一節 抵當の性質及び目的

第二節 抵當の種類

第一款 法律上の抵當

第二款 合意上の抵當

第三款 遺言上の抵當

第五節 抵當

第一節 抵當の性質及び目的

●民法債權擔保編

第三節 抵當の公示

第一款 登記の條件及び期間

第二款 登記の抹消、減少及び正誤

第四節 債權者間の抵當の效力及び順位

第五節 第三所持者に対する抵當の效力

總則

第一款 抵當債務の辨濟

第二款 滌除

第三款 財産檢索の抗辯

第四款 委棄

第五款 競賣及び所有權徵收

第六節 登記官吏の責任

第七節 抵當の消滅

◎民法債權擔保篇

總則

第一條 債務者の總財産の不動産と不動産と現在のものと將來のものとを問はず其債權者の

共同の擔保なり但法律の規定又ハ人の處分よテ差押を禁じたる物の此限ハ在ラズ

債務者の財産カ總ての義務を辨濟する足らざる場合ハ於て其價額の債權の目的、原

因、體様の如何と日附の前後とヨ拘ハラズ其債權額の割合ハ應じて之を各債權者ヨ分與

ス但其債權者之間ハ優先の正當なる原因あるときハ此限ハ在ラズ

財産の差押、賣却及ヒ其代價の順序配當又ハ其分配當の方式ハ民事訴訟法を以て之を規

定ス

第二條 義務履行の特別の擔保ハ對人のもの有り物上のもの有り

對人擔保ハ之を左ヨ掲ク

第一 保證

第二 債務者間又ハ債權者間の連帶

第三 任意の不可分

●民法債權擔保編

● 民法債權擔保編
物上擔保の之を左に掲ぐ

第一 留置權

第二 動産質權

第三 不動産質權

第四 先取特權

第五 抵當權

第一部 對人擔保

第一章 保證

第三條 保證の任意のもの有り又法律上のもの有り又裁判上のもの有り下の第一節乃至第三節の規定の右三種の保證も共通なり

第一節 保證の目的及び性質

第四條 保證の或人か債務者の其義務を履行せざるに於て之を履行することを諾約する契約なり此約務の債務者の過失に歸す可き不履行の場合に於て債權者も賠償する約務を暗に包含す

第五條 保證の主たる義務の目的と異なるものを目的と爲すとき其保證として無効なり

然れども保證人の主たる債務者の諾約したる物又其所有の對價として不履行を豫見したる過怠金額を有効に諾約することを得

第六條 保證人の義務の主たる義務より一層大なることを得ず又一層重き體様も服することを得ず若し保證人の義務が一層大なるとき又一層重きとき其主たる義務の限度及び體様も之を減す

第七條 前條の禁止の規定の債務者より其主たる義務の爲め物上擔保を供せざるとき保證人より其従たる義務の物上擔保を供することを妨げず又保證人か主たる債務者より一層嚴なる執行方法も服することを妨げず

保證人の亦第三者を引受人として己れを保證せしむることを得此引受人も對して其保證人の主たる債務者の地位を有す

第八條 金額又其定まりたる物も制限したる保證の其利息も果實も其他の附従物も及ぶこと無し

然れども主たる義務の無限の保證の填補の利息の遅延の利息其他此債務の天然上法律上又の合意上の附従物も及び又主たる債務者も對して爲したる最初の訴の費用と其訴を保證人も告知したる以後の費用とも及ぶ

第九條

總て有效なる義務の之を保證することを得

無能力者の取消すことを得へき義務と雖も亦有效之を保證することを得其義務か裁判上よて取消されたる後と雖も保證の其效力を存す但保證人か其保證の際債務者の無能力を知りたるるときは限る

第十條

何人よても將來の債務を保證することを得又債權者又の債務者の方よ於て隨意の條件又繋る債務をも保證することを得但保證人よ於て其債務の性質及び廣狹を査定するを得るときは限る

第十一條

何人よても債務者の委任を受け又の其不知よて又の其意よ反して其保證人と爲ることを得

第十二條

有效な保證人と爲るよの一般なると債務者よ對するを問はず無償よて義務を負擔する能力を有することを要す

第十三條

債務を保證する意思の之を明示せざるるときは明か又事情より生ずることを要す

第十四條

保證人の義務の其相續人の負擔よ歸じ又債權者の相續人の利益よ歸す但反對の要約あるときは此限は在らず

第十五條

債務者か保證人を立つ可き合意を以て義務を負ひたるるときは其債務者の性質及び大小よ應じ有資の人よ非されの保證人として之を立つることを得す

第十六條

若し右の保證人が無資力と爲りたるるときは債務者の前項と同一の條件を具備する他の者を立つることを要す

第十七條

此他保證人の義務を履行す可き控訴院の管轄地内よ於て住所を有し又の假住所を定むることを要す

第十八條

債權者より人を指定して保證人を要約したるときは本條の條件を要せず

第十九條

債務者か前條の條件を具備する保證人を立つること能はざるるときは十分なる物上擔保を與ふることを得

第二十條

然れども其意思の契約者の一方を他の一方よ勸め又の其一方の現在若くは將來の有資力を確言したる事實のみより之を推測することを得す

第二十一條

若し證書の署名者中の一人か共同債務者なるか又の保證人なるかよ付き疑あるときは之を保證人と看做す

第二十二條

保證人の義務の其相續人の負擔よ歸じ又債權者の相續人の利益よ歸す但反對の要約あるときは此限は在らず

第二十三條

債務者か保證人を立つ可き合意を以て義務を負ひたるるときは其債務者の性質及び大小よ應じ有資の人よ非されの保證人として之を立つることを得す

第二十四條

若し右の保證人が無資力と爲りたるるときは債務者の前項と同一の條件を具備する他の者を立つることを要す

第二十五條

此他保證人の義務を履行す可き控訴院の管轄地内よ於て住所を有し又の假住所を定むることを要す

第二十六條

債權者より人を指定して保證人を要約したるときは本條の條件を要せず

第二十七條

債務者か前條の條件を具備する保證人を立つること能はざるるときは十分なる物上擔保を與ふることを得

第二十八條

然れども其意思の契約者の一方を他の一方よ勸め又の其一方の現在若くは將來の有資力を確言したる事實のみより之を推測することを得す

第二十九條

若し證書の署名者中の一人か共同債務者なるか又の保證人なるかよ付き疑あるときは之を保證人と看做す

第三十條

保證人の義務の其相續人の負擔よ歸じ又債權者の相續人の利益よ歸す但反對の要約あるときは此限は在らず

第三十一條

債務者か保證人を立つ可き合意を以て義務を負ひたるるときは其債務者の性質及び大小よ應じ有資の人よ非されの保證人として之を立つることを得す

第三十二條

若し右の保證人が無資力と爲りたるるときは債務者の前項と同一の條件を具備する他の者を立つることを要す

第三十三條

此他保證人の義務を履行す可き控訴院の管轄地内よ於て住所を有し又の假住所を定むることを要す

第三十四條

債權者より人を指定して保證人を要約したるときは本條の條件を要せず

第三十五條

債務者か前條の條件を具備する保證人を立つること能はざるるときは十分なる物上擔保を與ふることを得

第十七條 商證券の保證及び仲買人か委託者又對して諾約したる擔保の特例の商法に於て之を規定す

第二節 保證の効力

第一款 保證人債權者間の保證の効力

第十八條 債權者債務者又義務履行の催告を爲したるも其効果あらざりしとの證據を保證人又示さずして之を訴追するを得ず

然れども債務者か行方知れず又破産の宣告を受け若くは顯然たる無資力の形状に在るときは右の催告を必要とせず

第十九條 保證人の右の外下の制限及び條件に從ひ債權者が豫め債務者の財産を検索して之を賣らしむることを債權者よ要求することを得

第二十條 保證人の明示又黙示にて財産検索の利益を拋棄し又主たる債務者と連帶して義務を負担したるときは検索の利益を享けず

總ての場合に於て保證人の主たる債務の基本を争ふ前は検索の利益を以て債權者よ對抗せざりしとき其利益を失ふ

第二十一條 検索を要求する保證人の債務者の不動産にして義務を履行す可き控訴院の管轄地内に在るものを債權者よ指示することを要す

保證人の争ふ係る不動産をも他の債權者よ優先して抵當と爲りたる不動産をも訴追債權者よ抵當と爲りたる不動産にして第三所持者の手よ存するものをも指示することを得ず

債務者よ属する動産よ付ての債務者之を物上擔保として既よ債權者よ供したるとき是非されの保證人其検索を要求することを得ず

第二十二條 債權者検索の有効なる對抗を受け其検索を爲すことを怠りて債務者其後無資力と爲りたるるときは保證人の債權者の検索よ因り得へかりし金額よ滿つるまで其義務を免かる

第二十三條 一人の債務者の爲め數人の保證人あるときは債務の均一よて當然其間よ分たる但不均一よて分別することを定め又其保證人か或の債務者と共よ或の各自の間よ連帶して義務を負担し若くは其他の方法よて分別を拋棄したるときは此限に在らず

保證の義務か各別の證書より生ずるときは雖も分別の利益に存在す

第二十四條 保證人の検索の利益を用ゐたると否と分別の利益を享くると否とを問はず訴追を受けたるときは第二十九條よ明示したる目的を以て債務者を訴訟よ参加せしむる爲め基本よ付ての答辯前よ民事訴訟法よ定めたる方式及び條件よ從ひ延期抗辯を以て債權

者に對抗することを得

第二十五條 保證人が基本に付て答辯するときの主たる債務の組成又其消滅より生ずる抗辯を以て債權者に對抗することを得

保證人の債務を保證するに當り債務者の無能力又其承諾の瑕疵を知らざるときに此等の事項より生ずる無効の理由を以ても對抗することを得

第二十六條 右の抗辯を付き債權者と保證人との間より有りたる判決の債務者を害することを得ず然れども之れを利することを得但其判決の牽連したる箇條の債務者に利なるものと不利なるものとを分つことを得ず

第二十七條 債務者に對して時効を中斷し又債務者を遅滞に付する行為の保證人に對して同一の効力を生ず

保證人に對したる右同一の行為の保證人が債務者の委任を受け又債務者と連滞して義務を負担したるときは非されり債務者に對して効力を生ぜず

第二十八條 主たる債務者の爲したる債務の自白の保證人を害す
保證人の爲したる自白の委任又連滞ある場合も非されり債務者を害せず

第二款 保證人債務者間の保證の効力

第二十九條 債權者より訴追を受けたる保證人の第二十四條及び財産編第三百九十九條に掲げたる如く主たる請求に對して債務者の答辯を要す可き場合も於て其答辯を爲さしむる爲め又債務者の敗訴の言渡を受く可き場合も於て債務者に對して次條に定めたる賠償の言渡を得る爲め擔保附帯の請求を以て債務者を訴訟に召喚することを得
右擔保附帯の請求は債務者の委任を受けたる保證人のみも屬す

第三十條 主たる債務を辨濟し其他自己の出捐を以て債務者を免かれしめたる保證人の債務者より賠償を受くる爲め之に對して擔保訴權を有す但左の區別に従ふ

第一 保證人が債務者の委任を受けて義務を負担したるときに其債務者に義務を免かれしめ又債務者の名を以て辨濟したる元利、其擔當したる費用、立替を爲したる時より其利息其他損害あるとき其賠償の金額を債務者より償還せしむることを得
又此委任の場合も於て保證人の其分限を以て言渡を受けたるときに債務者に對し直ち其賠償を受くる爲め訴を爲すことを得

第二 保證人が債務者の不知にて義務を負担したるときに債務者の義務を免かれしむる日よ於て之を得せしめたる有益の限度に從ひ右の賠償を受く
若し保證人が債務者の意に反して義務を負担したるときに保證人の求償の日よ於て

債務者の爲め存在する有益の限度は非されの右の賠償を受くることを得ず

第三十一条 連帯又の不可分して責を任する數人の債務者より保證人は委任を爲したる場合よ於ての其債務者の財産取得編第二百四十九條よ從ひ保證人は對して連帯の擔保人たり

第三十二條 債務者を訴訟よ參加せしむることを怠りたる保證人の其債務者か債權者よ對抗す可き排訴抗辯を有したることを證するときは第三十條よ定めたる求償權を有せず若し債務者か債權者よ對抗す可き延期抗辯のみを有したるときは右の懈怠ある保證人の求償よ對し之を以て對抗することを得

第三十三條 保證人の有効よ辨濟したるも債務者よ其旨を有益よ通知することを怠り爲めよ債務者か善意よて再ひ辨濟し此他有償よて自己の免責を得たるときも亦其求償權を失ふ

右よ反して債務者か自ら債務を消滅せしめたることを保證人は通知することを怠りたるときは債務者の場合よ從ひ其債務の消滅後保證人の爲したる辨濟よ付き責任ありとの宣告を受くること有り孰れの場合よ於ても利害の關係ある當事者の受取ることを得ざるものを受取りたる債權

者よ對して求償權を有す

第三十四條 委任を受けて義務を負担したる保證人の辨濟を爲す前又訴追を受くる前よても債務者より豫め賠償を受くる爲め又の未定の損失を擔保せしむる爲め左の三箇の場合よ於て之よ對し訴を爲すことを得

第一 債務者か破産し又の無資力と爲り且債權者か清算の配當よ加入せざるるとき

第二 債務の満期の到りたるとき

第三 満期の不定なる債務か其日附より十ヶ年を過ぎたるるとき

第三十五條 債權者か完全の辨濟を受けざる間の前條及び第二十九條よ依り債務者より豫め保證人よ供す可き賠償の債務者其債權者よ對する自己の免責を保する爲め債權者の名を以て之を供託し又の其他の方法よて之を留存することを得

第三十六條 主たる債務を辨濟し其他の方法よ因り義務を消滅せしめたる總ての保證人の己れの權利よ基きて有する訴權の外債務者又の第三者よ對し債權者の有したる總ての權利よ付き財産編第四百八十二條第一號よ從ひて代位す但第三十二條及び第三十三條の制限よ從ふことを要す

債權者か債務者の不動産よ付き先取特權又の抵當權を有し其登記を爲したるときは保證

人の代位を目的として自己の條件附の債權を此登記に附記することを得又讓渡の場合に於て其不動産を所持する第三者の滌除の爲め債權者の外保證人は對しても亦提供を爲すことを要す

債權者か有益なる時期に於て右の登記を爲さしりしとき保證人の第四十五條及び財産編第五百十二條に從ひ債權者は對して自己の免責を請求することを得

第三十七條 連帶又の不可分なる義務の數人の債務者あるとき保證人の其中の或る者を保證し他の者を保證せざるときと雖も右の代位は依り債務者の各自に對して全部に付き求償することを得

第三款 共同保證人間の保證の効力

第三十八條 一箇の債務に付き數人の保證人ありて其中の一人が任意なるとき否とを問はず債務の全部の辨濟したるときに其保證人の主たる債務者は對する求償に關し上記記載したる條件、制限及び區別に從ひ或の事務管理の訴權に因り或の債權者の訴權に因り他の保證人の各自に對して均一部分に付き求償することを得
右の保證人が債務の全部を辨濟せしめて自己の部分より多く辨濟したるときに其超過額の爲めの求償に他の共同保證人の間均一に之を分つ

第三十九條 共同保證人中は無資力と爲りたる者あるとき其辨濟したる者の其無資力者の引受人に對して求償權を有す若し引受人ならざるときは無資力者の部分の債務を辨濟したる者を加へ他の有資力なる共同保證人の間均一に之を分つ

第四十條 前條に依り訴を受けたる共同保證人の未だ主たる債務者の財産の檢索あらざるとき第二十條以下に定めたる規則及び條件に從ひて豫め其檢索を請求することを得
右同一の權利の保證人の引受人にも屬す

第四十一條 連帶して又の不可分なる債務の爲め義務を負担したる數人の保證人中全部履行し付き訴を受けたる者の本訴に附帶して共同保證人を擔保の爲め召喚し之に對し同一の判決を以て前數條に許されたる言渡を受けしむることを得

第四十二條 保證人の一人に對する時効中斷又の付遲滞の行爲に他の保證人に對して其効なし但其義務が連帶なるときに此限は在らず
債權者と保證人の一人との間主たる債務に關し有りたる判決及び自白に他の保證人を利することを得然れども之を害することを得ず

第四十三條 相互に連帶し又の債務者と連帶したる保證人中は無資力と爲りたる者あるとき各保證人の間第六十七條乃至第六十九條を適用す但其各條に記載したる區別に從

第三節 保證の消滅

第四十四條 保證の義務消滅の通常の原因は由り直接に消滅す

保證の更改、免除、相殺及び混同の財産編第五百二條、第五百一一條、第五百二十一條及び第五百三十八條に於て之を規定す

第四十五條 債權者が故意又は懈怠よて保證人の其代位に因りて取得することを得べき擔保を減し又の害したるときは總ての保證人の債權者に對して自己の免責を請求することを得

保證人の引受人の保證人の權利に基き右の權利を援用することを得

第四十六條 保證の主たる義務消滅の總ての原因は由りて間接に消滅す

債權者と主たる債務者との間を爲したる代物辨濟、更改、免除、相殺及び混同の保證人に對する効力の財産編第四百六十一條、第五百一一條、第五百六條、第五百二十一條及び第五百三十八條に於て之を規定す

第四節 法律上及裁判上の保證に特別なる規則

第四十七條 法律の規定又は判決に從ひて保證人を立つる責ある者の自ら保證人を立てん

と約したるときと同しく第十五條及び第十六條に定めたる如き條件を具備する保證人を立つることを要す

法律上及び裁判上の保證人を承認する手續の民事訴訟法に於て之を規定す

第四十八條 裁判所の法律が裁判執行の爲め保證人を立てしむる權能を付與したる場合、非されり此か爲め保證人を立つ可きことを命ずるを得す

第四十九條 裁判上の保證人及び其引受人の財産檢索の利益を有することを得す

第五十條 法律上及び裁判上の保證人の其債務者に對する擔保の求償に關しては常之を債務者の代理人と看做す

第二章 債務者間及び債權者間の連帶

總則

第五十一條 義務の目的單數なるも主たる當事者として之に關係する人複數なるときは其義務の財産編第四百三十八條に指示し且下の二節に記載する如く受方又は働方よて連帶たることあり

第一節 債務者間の連帶

第一款 債務者間の連帶の性質及び原因

● 民法債權擔保編

第五十二條 債務者間の連帶即ち受方連帶の共同債務者をして其共通の利益に於ても債權者の利益に於ても相互に代人たらしむ

此連帶の合意、遺言又は法律の規定より生ず

連帶の之を推定せず如何なる場合も於ても明示して之を定むることを要す但不可分な關し第八十八條に記載したるもの此限を在らず

第五十三條 數人の債務者の連帶義務の同一の行爲を以て又同時、同所を於て之を契約することゝを要せず但其義務の目的及び原因の同一なることを要す

又連帶債務者の別異及び不均一の體様又の負擔を以て責を任することを得

第二款 債務者間の連帶の効力

第五十四條 數人の連帶債務者を有する債權者の其訴追せんと擇みたる債務者又對し唯一人の債務者より於ける如く且其債務者より檢索又の分別の利益の抗辯を受くること無く義務全部の履行を要求することを得

又債權者の皆済を受くるに至るまで同時又の順次を總債務者を訴追することを得

第五十五條 各債務者の訴を受けたると否とを問はず連帶債務全部の辨済を受くることを債權者は強要することを得

第五十六條 連帶債務者として債務に於ける全部又の自己の部分より多額を付き訴へられたる者の共同債務者を訴訟に召喚し附帶の擔保方法を以て其債務者をして答辯又の辨済を擔任せしむる爲め必要なる期間を請求することを得但債權者は對しての訴追を受けたる債務者のみ其對手人たる可し

共同債務者の亦其利益保護の爲め任意に自費を以て訴訟に参加することを得

第五十七條 連帶債務の履行の爲め訴を受けたる各債務者の自己の權利を基くと共同債務者の權利を基くとを問はず義務の組成又の消滅より生ずる答辯方法を以て債務の全部を付き債權者は對抗することを得

右の外更改、免除、相殺及び混同を關しての財産編第五百一條、第五百六條、五百九條、第五百二十一條及第五百三十五條の規定に従ふ

第五十八條 債務者の一人の無能力又の承諾の瑕疵を基きたる答辯方法の其人自身も非されの之を援用することを得ず然れども此答辯方法が一旦許されたる上の債務に於ける其の部分及び付き他の債務者を利す但他の債務者か契約の際義務履行を付き其者の分擔を豫期すること有りたるるときは限る

第五十九條 前二條を規定したる種種の事項に付き債權者と債務者の一人との間に有りた

る判決及び自白の他の債務者の利害に於て前二條と同じき限度及び區別を以て其効力を生ず

第六十條 一人の債務者と他の債務者との間に於ける連帶の存在のみを關して其一人と債權者との間に有りたる判決及び自白の他の債務者を害せず又之を利せず

第六十一條 連帶債務者の一人が對し債權者の利益に於て時効を中斷し又其付遲滯を成す原因の他の債務者も對して同一の効力を有す

債務者の一人が對し債權者の利益に於て存する時効停止の原因の他の債務者の利益に於て其部分の爲め時効の進行することを妨げず

第六十二條 義務の目的物の滅失其他總て義務履行の不能が連帶債務者の一人の過失又因又其付遲滯後を生ずるときは他の債務者の債權者も對し連帶して損害賠償又其過怠約

款の責を負す但過失あり又其遲滯在りし債務者も對する他の債務者の求償權を妨げず

第六十三條 連帶債務者中にて債務を辨濟し其他自己の出捐を以て共同の免責を得せしめたる者の他の債務者も對し辨濟又其免責の限度に於て其各自の負擔部分に付き自己の權利を其求償權を有す

右の求償中の會社及び代理の規則も從ひ辨償金及び必要なる出捐の賠償の外辨償以後

の法律上の利息及び避けることを得ざりし費用を包含す

第六十四條 債務を辨濟したる債務者の債權者の實際受取りたるもの、限度に於てのみ財產編第四百八十二條第一號も從ひ法律上の代位も因りて其債權者の權利及び訴訟權を行ふことを得

然れども其債務者の前條も記載したる如く其共同債務者の各自の間も於て自己の訴を分つことを要す

第六十五條 不注意もて辨濟したる保證人も對し第三十二條及び第三十三條も規定したる求償の失權の訴追又其辨濟を共同債務者も告知することを怠りたる連帶債務者も對して之を適用す

第六十六條 共同債務者の一人が上も指示したる方法の一も因り求償の行われたる當時も於て無資力なるときは無資力者の部分の辨濟したる者をも加へて他の資力ある者の間も割合も應じて之を分つ但求償者の責も歸す可き懈怠ありしときも此限も在らず

第六十七條 何等の辨濟も有らざる前も連帶債務者の一人の無資力となりたる時其債權者も其債權の全額も付清算も加はることを得

此場合も於て辨濟の殘額も他の債務者之を負擔す但其債務者の自己の部分外も負擔した

るものゝ對する求償の其清算に加入りたる他の債權者を害することを得ず

第六十八條 債務者の一人の無資力と爲りたる前より一分の辨濟ありたるとき、債權者の辨濟殘額の爲め、非され、其清算に加入ることを得ず、又一分の辨濟を爲したる他の債務者の第六十三條に從ひ自己の受取る可きものを辨償せしむる爲め、清算に加入ることを得

第六十九條 何等の辨濟も有らざる前より總ての連帶債務者又、其中の數人の無資力と爲りたる場合に於て、債權者の其債權の全額に付き各清算に加入ることを得

然れども、債權者が清算の一に於て配當金を受取りたるとき、他の清算に於て其債權の全額に從ひ債權者を充てたる新配當金の以前の配當に於て未だ受取らざるものゝ割合に應ずるに非され、債權者之を受取ることを得ず

受取の殘額に各清算に之を返還す、但各清算の辨濟したるものゝ割合に從ふ

第三款 債權者間の連帶の終了

第七十條 債權者が總債務者に對して連帶を拋棄するときは、財産編第四百三十八條第一項に規定したる如く、其債務者の義務に單に連合のものとして爲りて、其他の性質を變ずること無し

第七十一條 財産編第五百十條に從ひ明示又、黙示にて債務者の一人又、數人に對しての

連帶の拋棄ありたるとき、他の債務者の連帶の免除を得たる者の部分に於てのみ、其義務を免かる

連帶の免除を得ざる債務者中、無資力者あるときは、債權者の其無資力に付き連帶の免除を得たる者の部分を負擔す

第七十二條 債權者が連帶債務者の一人より供したる擔保にして、他の債務者の辨濟して代位することを得べきものゝ全部又、一分を毀損し、又滅失せしめたるとき、他の債務者の其擔保を供したる者の部分に付き連帶の義務を免かれんと請求することを得、右の請求に因りて宣告したる免責の連帶の任意免除と同一の効力を有す

第四款 全部義務

第七十三條 財産編第三百七十八條、第四百九十七條第二項及、其他法律が數人の債務者の義務を其各自に對し、全部のものとして定めたる場合に於ては、相互代理に付したる連帶の効力を適用することを得ず、但其總債務者又は其中の一人が債務の全部を辨濟する言渡を受けたるときも亦同じ

然れども、一人の債務者の爲したる辨濟に債權者に對し、他の債務者を免かれしむ、又辨濟したる者の事務管理の訴權に依り、又債權者に代位して得たる訴權に依りて、他の債務者に

對し其部分より付き求償權を有す

第二節 債權者間の連帶

第一款 債權者間の連帶の性質及び原因

第七十四條

債權者間の連帶即ち働方連帶は權利の保存及び行使に付き其債權者をして互に代人たらしむ

此連帶は合意又は遺言より生ず

第七十五條

數人の連帶債權者に對する債務者の約務は同一の行爲を以て又同時、同所、於て之を契約することを要せず但其義務の目的及び原因同一なることを要す

又債務者の數人の債權者に對し別異及び不均一の體様又は負擔を以て責に任することを得

第二款 債權者間の連帶の効力

第七十六條

各連帶債權者の唯一人の債權者なる如く義務全部の履行を債務者に要求することを得

債權者の一人が訴を起したるときに他の各債權者の共通の利益及び自己の利益の保護の爲め訴訟に参加することを得

第七十七條

債務者の債權者の一人より訴追又は合式の要求を受けざる間、債務の全額の辨濟を受くることを債權者の各自に強要することを得之に反する場合は於ては訴追者又は要求者に對するは非され、辨濟を爲すことを得す

若し同時多數人の訴追者又は要求者あるときは債務者の其總ての者に對するは非され、辨濟を爲すことを得す

第七十八條

義務組成の瑕疵は基きたる抗辯に付き有りたる判決の債務の全部に對し總債權者の利害に於て其効力を生ず但訴訟に其名を出たさしりし者に對しても亦同じ

第七十九條

義務消滅の原因は基きたる抗辯に付き有りたる判決に左の區別に従ふは非され、此の訴訟に與からざりし債權者に對して其効なし

第一

第七十七條に定めたる條件に従ひ債權者の一人は爲したる辨濟の全部に付き總債權者之を以て對抗することを得又財産編第二百一十一條第三項に記載したる如く

債權者の一人は對し債務者の有する相殺に付ても亦同じ但相殺の原因が第七十七條に從ひ債務者より其債權者に有效な辨濟することを得べき時期に於て生じたるるときに限り

第二

債權者の一人の行爲より生じ又其權利は基きて生ずる更改、免除及び混同の

財産編第五百一條第三項、第五百十五條第一項及び第五百三十五條第二項は従ひ其債權者の部分に非されし債務を消滅せしめず但此行為は他の債權者の訴追又は要求の前提に在ることを要す

又右同一の行為は關し及び辨濟又は相殺は關する和解は付ても亦同し

第八十條 債權者中の一人の一身に限る債務者の抗辯は付き有りたる判決は他の債權者を害せず又之を利せず又債權者の一人が其連帶に於ける權利は付き債務者と爲したる和解は付ても亦同し

第八十一條 債權者の一人が債務者に対して時効を中斷し又は其債務者を遲滞は付する行為は全部は付き他の債權者を利す

債權者の一人の利益は於て法律の設定したる時効の停止は其部分は限り其一人のみを利す

第八十二條 義務の全部又は一分の履行を得たる連帶債權者の他の債權者の特別の關係及び其相互の部分に從ひ之は其利益を分與することを要す

第三款 債權者間の連帶の終了

第八十三條 債權者間の連帶は拋棄は因りて止む其拋棄は明示は非されし之を爲すことを得す

得す

第八十四條

連帶の拋棄は債權者の一人若しくは數人又は其總員より之を爲すことを得す總債權者の働方連帶の拋棄は第七十條は規定したる如く受方連帶の拋棄は共同債務者に対して生ぜしむると同一の效力を其債權者間生ぜしむ

若し債權者の一人又は數人が拋棄を爲したるときは他の債權者の此拋棄を爲したる者の部分に付てのみ訴を爲し又は辨濟を受くる權利を失ふ

第八十五條

連帶の拋棄は債務者の承諾なくして有効なり然れども其拋棄は之を債務者告知せしか又は債務者明確に之を知りたるときは非されし上の規定を以て債務者は許したる辨濟其他の行為は對して債權者より之を援用することを得す

債務者の拋棄を申立つる利益あるときは之を申立つることを得又拋棄は其權利の詐害に於てされたるときは之を駁撃することを得

第三章 任意の不可分

第八十六條

財産編第四百四十一條及び第四百四十二條は規定したる不可分の外債務は尙ほ數人の債務者の負擔又は數人の債權者の利益は於て債務履行の擔保として任意上不可

分たるときを得但財産編第四百四十三條又指示したる如く受方又の働方の連帶に併合し又の併合せざる可き有り
任意の不可分の合意又の遺言を以て之を設定することを得此不可分の明示たることを要す

第八十七條 債務者の負擔に於て設定したる不可分の同時に働方たる可きことの明示あるに非されに債權者の利益に於て存立せず

又債權者の利益に於て設定したる不可分の同時に受方たる可きことの明示あるに非されに債務者の負擔に於て存立せず

第八十八條 受方なる働方なるを問はず任意の不可分を設定したるときに受方又の働方の連帶を明示して阻却せざる場合は限り債務者又の債權者の間此連帶の効力を生ぜしむ

第八十九條 債務者の一人に對して時効を中斷又の停止する原因の總債務に付き他の債務者に對して中斷又の停止を生ず

又債權者の一人の權利より生ずる時効の中斷又の其停止の原因に他の債務者を利す

第九十條 債權か受方又の働方にて同時に連帶及び不可分なるときは第八十三條及び財産

編第五百十條に記載したる區別に従ひ明示なると默示なるとを問はず連帶の拋棄の亦任意の不可分の拋棄を惹起す但不可分の拋棄の連帶を存立せしむ

第九十一條 財産編第四百四十四條乃至第四百四十九條、第五百一一條第四項、第五百六條第三項、第五百九條第一項、第五百十三條、第五百十五條第二項、第五百二十一條第四項、第五百三十六條及び第五百三十七條第二項の規定に任意の不可分を適用す
債權者か不可分にて義務を負ひたる債務者の代位に因りて得ること有る可き擔保を滅失せしめ又の減少せしめたるときは其債務者の債權者に對して第七十二條の免責を援用することを得

第二部 物上擔保

第一章 留置權

第九十二條 留置權の財産編及び財産取得編に於て特別之を規定したる場合の外債權者か既に正當の原因より其債務者の動産又は不動産を占有し且其債權か其物の讓渡に因り或は其物の保存の費用に因り或は其物より生じたる損害賠償に因りて其物に關し又は其占有に牽連して生じたるときは其占有したる物に付き債權者に屬す
委任なくして他人の事務を管理したる者の必要の費用及び保持の費用の爲め非され

其管理したる物に付き留置権を有せず

第九十三條 債權者が留置する權利を有したる物の一分のみを留置したるとき其部分は總債務を擔保するに足るに於ては之を擔保す

之に反して債權者は債務者より一分の辨濟を受けたりと雖も全部の辨濟を受くるに至るまで留置権を服したる總ての物を留置することを得

第九十四條 留置権は留置物の價格に付き債權者より先取特權を付與せず

然れども留置物より天然又は法定の果實又は産出物の生ずるとき留置権者の他の債權者より先取特權を行使することを得但し其果實又は産出物は其債權の利息に充當し尙ほ餘分あるときは元本に充當することを要す

留置権者は其收取することを怠りたる果實及び産出物に付き其責を任す

第九十五條 留置権の債務者が留置物を讓渡し又他の債權者か之を差押へ及び賣却せしむる妨と爲らす

然れども孰れの場合に於ても取得者は留置権者より全く辨濟せずして其物を占有することを得す

第九十六條 右の外動産又は不動産の留置権者は次の第二章に規定したる如く動産又は不動産の質取債權者と同じの責任に従ふ

此他動産質及び不動産質に關する規定に此章の規定に觸れたる限りの留置権に之を適用す特は債權者か有意して留置権を行ふことを怠り又は實際之を行ふことを止めたるに其留置権を失ふ

第二章 動産質

第一節 動産質契約の性質及び成立

第九十七條 動産質の債務者は一箇又は數箇の動産を特は其義務の擔保に充つる契約なり

第九十八條 動産質契約の債務者の委任を受け又は好意して債務者の爲め擔保を供する第三者と債權者との間にも亦之を爲すことを得

孰れの場合に於ても動産質を供したる第三者に第三十條及び第三十一條に従ひ保證人の如く債務者に対して求償権を有す

第九十九條 動産質の其物を處分する能力を有する者は非されの有効に之を供することを

得す
合意上、法律上及び裁判上の管理人に付ても亦同じ此等の者の其權限を踰ゆることを要す

若し債務は關係なき第三者より動産質を供したるときは其第三者の第十二條に記載したる如く無償は物を處分する能力を有することを要す

第百條 動産質の債權及び質物を明か指定せる證書を以てするは非されの之を設定することを得ず

右質物の之を他易ふることを得ざる様詳細に記載し且要用あるときは之を評價することを要す

若し質物が定量物なるときは其種類數量、尺度を以て之を指定することを要す

第百一條 法律に従ひ證人は依りて債權を證することを得る場合は於て證書の調製を要せず此場合は於て債權の額及び質物の相違なきこと其性質價額を或併合し或各別は證人を以て證することを得

第百二條 動産質の質取債權者か有體なる質物を現實且繼續して占有するは非されの之を以て第三者も他の債權者も對抗することを得ず

然れども質物の當時者雙方か選定し又債權者か自己の責任を以て選定したる第三者の手之を寄託することを得

此規則の債權の無記名證券も之を適用す

第百三條 質物か債權の記名證券なるときは質取債權者の其證券を占有することを要す

此他記名證券の質の設定は付て債權の讓渡を告知する通常的方式を以て第三債務者も其設定を告知し又其第三債務者か任意にて之に参加することを要す

又財産編第二百四十七條の規定の右の場合も之を適用す

右の總て裏書を以て取引可き商證券又商品の質は關し商法に記載したるものを妨げず

第百四條 會社の記名の株券又債券を質と爲すときは證券の交付の外會社定款又法律に於て株券又債券の讓渡の爲め定めたる方式を以て之を會社に告知し其帳簿之を記入することを要す

第百五條 動産質の當時者の意思に従ひ働方及び受方にて不可分たり但反對なる明示の合意あるときは此限を在らず

動産質の債務者より債務の一分を辨濟したるときは雖も元利及び費用の皆済に至るまで質物の全部及び各箇は於て存在す

第二節 動産質契約の効力

第百六條 質取債權者の質物を返還するまで其看守及び保存付き善良なる管理人の注意

を加ふる責あり

質取債権者の債務者の許諾を受けずして質物を質貸することを得ず又債務者の許諾を受けたるるとき又物の使用か其保存必要なるるとき非されり自ら之を使用することをも得ず

若し質取債権者が質物を濫用するときの裁判所の其失權を宣告することを得

第七七條 質取債権者の自己の責任を以て質物を自己の債権者へ轉質と爲すことを得此場合よ於ての轉質を爲されり生ぜざる可き意外又の不可抗の危険も亦其責を任す

第七八條 質物か果實又の產出物を生ずるとき之の關し質取債権者の第九十四條第二項を定めたる留置権者の權利及び義務を有す

質と爲したる債権を關しての質取債権者の其利息を收取し之を自己の債権と充當す然れども債務者の特別なる委任を受けずして其元本を受取ることを得ず但裏書を以て取引す可き證券を關するときは此限を在らす

第七九條 質取債権者が質物保存の爲め必要の出費を爲したるとき債権は先たち動産質物を以て其出費の辨償を擔保す

質物の隠れたる疵因りて債権者の受けたる損害の賠償も付ても亦同し

第一百十條 質取債権者の動産質の附きたる主従の債務及び前條の償金の皆済に至るまで債務者及び其讓受人を對して質物の占有を留置することを得
債権者の其債権の満期に至らざる間の債務者の他の債権者より爲す質物の差押及び其競賣を拒むことを得

第一百一十條 動産質の附きたる債務か満期と爲りたるるとき債務者履行を爲さざるよ於ての質取債権者又の他の債権者より質物の競賣を求むることを得質取債権者の他の債権者よ先たち元利、費用及び第七十九條を掲けたる償金の辨済を受く

第十二條 他の債権者より競賣を求めず又之を實行することを得るとき質取債権者の質物を己れの有と爲さんとすることよ付き債務者と一致せざるよ於ての鑑定人の評價したる價額を達するまで質物を辨済を充つ可きことを裁判所に請求することを得但其請求書を債務者よ豫め提示することを要す
質物の價額か債務を越ゆる場合よ於ての質取債権者の債務者よ其超過額を辨償することを要す

第一百三條 總て動産質契約の約款又の債務満期前の合意として債権者よ其債権の全部又の一分よ付き辨済の爲め裁判上の評價なくして流質を許すもの當然無効たり

本條の禁止を犯す爲め債務者が債權者より爲したる受戻約款附の賣買其他の合意の之を無効と宣告することを得

本條より定めたる無効の質取債權者より之を援用することを得ずして債務者又其承繼人のみ之を援用することを得

第百十四條 質物が質取債權者の方より存する間の其債務の免責時効の成就を停止す

第百十五條 質物の占有の常容假の占有として其占有の繼續期の如何に拘わらず又債務が辨濟其他の方法にて消滅したる後と雖も質取債權者の取得時効を援用することを得ず然れども財産編第百八十五條より定めたる二箇の場合に於ては容假たることの止む

第三章 不動産質

第一節 不動産質の目的、性質及び組成

第百十六條 不動産質契約の不動産質債權者より他の總債權者より先其不動産の果實及び入額を收取する權利を付與す

債務の満期に至れり債權者の抵當權ある債權者の權利を行ふ

此期限の三十個年を超過することを得ず之を超ゆると爲り當然三十個年を減縮す

此期限の縱令之を延ぶるも前後通算して三十個年を超過することを得ず

第百十七條 不動産質の債務者の爲め第三者之を設定することを得其不動産質の債務者と

設定者との間より於ては不動産質の爲め第九十八條より定めたる效力を生ず

第百十八條 不動産質の第九十七條及び第九十八條より従ひ抵當と爲すことを得べき財

産の上より非されり之を設定することを得ず

此他設定者の質と爲す財産の收益權を自ら有することを要す其質の如何なる場合に於て

も其收益權の繼續期間を超過することを得ず

不動産質設定の爲め要する能力の第九十九條及び第二百十條より定めたる抵當設定の能

力と同一なり

第百十九條 不動産質が合意上のものなるときは其質は公正證書又私署證書を以てする

又非されは當時者の間より之を設定することを得ず

又不動産質は第二百十二條より従ひ遺言上の抵當の許さるる場合に於ては遺言を以て之を

設定することを得

不動産質は之を設定する證書又は遺言書より依り財産編第二百四十八條より従ひて登記した

る後より非されは之を以て第三者より對抗することを得ず

右の登記の抵當の順位を保存する爲め抵當の登記より同じき效力を有す

第二百十條 不動産質を設定する證書又は遺言書又は其不動産の精確なる指示の外元利の債権額を指示することを要す

右の指示が不十分なる場合又は於て既に爲したる登記は補足の合意を附記す然れども此附記の其日附後又は非らされは効力を生ぜず

第二百十一條 質と爲したる物権が用益權、賃借權又は永借權なるときは此權利の設定證書に依る登記又は其質權を附記するを以て足れりとす

第二百十二條 質取債權者の右の外動産質に關し第二百二條記載したる如く其債權を擔保する不動産を現實に占有することを要す

第二百十三條 不動産質は動産質に關し第二百五條に記載したる如く動方及び受方にて不可分たり

第二節 不動産質の效力

第二百二十四條 質取債權者は質を取りたる不動産を財産編第一百九條乃至第二百二十二條の規定をたる制限に從ひ且質契約の期間に限り質貸することを得但反對の合意あるときは此限を在らず

又質取債權者の自己の權利の繼續期間に限り動産質に付き第二百七條に記載したる如く自

己の責任を以て其不動産を轉質と爲すことを得

第二百二十五條 質取債權者の租税其他毎年の公課を負擔す

質取債權者の小修繕及び必要且急迫なる大修繕を爲す責を任す若し此に違ふときは損害賠償を負擔す但此大修繕の費用は債務者之を償還す

第二百二十六條 建物、宅地の質に付て債權者の自ら之を領すると之を賃貸するとを問はず其賃貸を自己の債權の利息に充當し猶ほ超過額あるとき又は債權が無利息なるときは元本に充當す

田畑山林の質に付て當事者の間に於て果實と利息との計算せしめて相殺したりと看做す但反對の合意あるとき又は他の債權者に對し又は利息の法律上の制限に付き顯著なる詐害あるときは此限を在らず

賃貸又は果實を利息に充當するは毎年の公課及び保持、管理、栽培の費用を控除したる純益價額に付き之を爲す

第二百二十七條 質取債權者の如何なる反對の合意あるに拘りず常に己れの爲め負擔重きに過くると思慮する收益權を將來に向ひて抛棄し無利息にて抵當權のみを存することを得然れども適當の時期に非されの之を爲すことを得ず

第二百二十八條 債權者の債務の皆済に至るまで質を取りたる不動産の占有を留置することを得

然れども質取債權者の債務の満期前又ハ満期後ハ債務者又ハ他の債務者より求めたる賣却ハ故障を申立つることを得ず

又質取債權者の満期後自ら賣却を申立つることを得
右の下ニ指示したる別異の効力を生ず

第二百二十九條 他の債權者より求めたる賣却の場合ハ於てハ質取債權者の其順位ハ於て其抵當權を行ハ且其債權者カ如何なる先取特權又ハ抵當權ある他の債權者も先んせられざるべき及び先んせらるるも他の債權者カ總ての代價を取盡さずして殘餘あるときは取得者は質取債權者の尙ほ受く可きもの爲め第百十六條ハ從ヒ質の終了す可き時期に至るまで留置權ハ適ム賣あり

債務者の爲したる賣却として先取特權若くハ抵當權ある債權者又ハ質取債權者の請求ヨ因りて増價競賣の有りたる場合ハ於ても亦同シ

然れども質取債權者自ら賣却を求めたる場合ハ於てハ其收益權及ヒ留置權ハ消滅ス但其賣却ハ付キ明白ニ此權利を留保シ且順位の如何を問はず他ハ先取特權又ハ抵當權ある債

權者あらざるべきハ限ハ在ラズ

右二箇の條件あるべきハ取得者債務の消滅ハ至るまで質權ハ適ム賣あり

第二百三十條 第百六條、第百九條、第百十條及ヒ第百十三條乃至第百十五條ハ不動産質も

ても之を適用す

第四章 先取特權

總則

第二百三十一條 先取特權ハ合意なきも法律カ或る債權の原因ヨ附著せしめたる優先權ナリ
但不動産質及ヒ不動産質より生ずる先取特權ハ合意上のものとす

先取特權ハ法律の制限して定めたる原因、條件及ヒ目的ヲ於けるニ非されハ存存せず

先取特權カ第三所持者ニ對して追及權を付與する場合及ヒ其權利行使の條件も亦法律を

以て之を定む

第二百三十二條 先取特權ハ動産及ヒ不動産質ニ關シ第百五條及ヒ第百二十三條ニ記載シ

たる如ク働方及ヒ受方ニテ不可分たり

第二百三十三條 先取特權の負擔ある物カ第三者の方ニテ滅失シ又ハ毀損シ第三者此カ爲メ債務者ニ賠償を負擔したるときハ先取特權ある債權者ハ他の債權者ニ先たち此賠償ハ於

ける債務者の権利を行ふことを得但其先取特權ある債權者の辨濟前も合式も拂渡差押を爲すことを要す

先取特權の負擔ある物を賣却し又の賃貸したる場合及び其物も關し權利の行使の爲め債務者も金額又の有價物を辨濟す可き總ての場合も於ても亦同じ

第三百三十四條 先取特權の種類之を左に掲ぐ

第一 債務者の總動産及び附隨して其總不動産も係る一般の先取特權

第二 或る動産も係る特別の先取特權

第三 或る不動産も係る特別の先取特權

第三百三十五條 一般又の特別の先取特權を有する債權者の相互の順位も本章の各節も於て之を規定す

不動産も付き先取特權を有する債權者も其同一の不動産も付き抵當權を有する債權者も先たつ但法律も於て特別も規定したる場合も此限も在らず

同原因又の同順位の先取特權ある債權者も其債權額の割合も應して辨濟を受く

第三百三十六條 本條も定めたる先取特權も商法又の特別法を以て規定し又の規定す可き先取特權を妨けず

商法又の特別法の先取特權の別段の規定なき場合も於ての下も定めたる一般の規則も從ふ

第一節 動産及び不動産も係る一般の先取特權

第一款 一般の先取特權の原因

第三百三十七條 動産及び不動産も係る先取特權ある債權者之を左に掲ぐ但下も定めたる制限及び條件も從ふ

第一 訟事費用

第二 葬式費用

第三 最後疾病費用

第四 雇人給料

第五 日用品供給

第一則 訟事費用の先取特權

第三百三十八條 訟事費用の先取特權の或の債務者の財産を保存する爲め或の其財産の清算配當する爲め各債權者の共同利益も於て正當も爲せる裁判上若くの裁判外の總ての行爲も付き金錢の立替を爲したる債權者又の給料若くの謝金を受取る可き債權者も屬す

總債權者も有益ならざりし費用も付ての先取特權の特例のものとして其費用の爲め利益を得たる債權者も對するも非されの之を以て對抗することを得ず

第二則 葬式費用の先取特權

第三百三十九條 債務者の身分も應じ且慣習も從ひて爲したる葬式費用の先取特權あるものとす

先取特權の債務者の擔當も係る同居親族の葬式費用も亦之を適用す

此先取特權の葬式も連續したる出費も及んず縱令其出費が慣習上のものなるも亦同じ

第三則 最后疾病費用の先取特權

第四百十條 最后疾病費用の先取特權の債務者又の前條も指定したる親族の死亡前の疾病も關する醫師、藥商、看病人其他此も類する費用を包含す但債務者の破産前又の無資力前の疾病及び其親族の疾病も關する費用も亦同じ

長病の場合も於ての右の費用の先取特權の最後の一年の費用も之を制限す

右の費用を生せしめたる疾病の外なる原因の爲め死亡ありたるるときも雖も先取特權の猶ほ存す

第四則 雇人給料の先取特權

第四百十一條 雇人の先取特權の債務者又の其擔當も係る同居親族の雇人も屬す

右の先取特權の最後の一年の給料のみを擔保す

第五則 日用品供給の先取特權

第四百十二條 日用品供給の先取特權の債務者又の其擔當も係る同居の親族及び雇人の生活も必要なる日用品の供給者も屬す

右の先取特權の最後の六ヶ月間の供給のみを包含す

第二款 一般の先取特權の效力及び順位

第四百十三條 一般の先取特權の先取特權ある各債權者か動産も付き配當を受け尙ほ不足あるも非されの不動産も付き之を行ふことを得す

然れども動産代價の配當も先たち不動産代價の配當あるときも債權者の假も條件附もて之も加入することを得但日後動産代價の配當加入も於て辨濟を得ざる部分も非されの之を受くることを得す

動産代價の配當も有益なる時期も加入することを怠りたる債權者の動産も付き受く可かりしものも限度も於て不動産も付き其優先權を失ふ

第四百十四條 一般の先取特權の互も競合する場合も於ての第三百三十八條乃至第四百十二

●民法債權擔保編

條に列記したる相互の順序に従ひて配當加入を定む

右の數條に掲げたる同原因の債權の同順位にて配當加入す

若し一般の先取特權が動産に係る特別の先取特權と競合するときは其順位の下の第二節

に於て之を規定す

不動産に係る特別の先取特權の一般の先取特權より先たち又特別の抵當の後の設定に係る

と雖も詐害なきに於ては一般の先取特權より先たつ

然れども一般の先取特權の其發生前の取得に係る一般の抵當よりも先たつ

一般の抵當の負擔ある總不動産を同時と賣却したる場合と於ては一般の先取特權の各不

動産の賣却代價の割合に應じて其總不動産に付き配當加入す

若し順次に右の不動産を賣却するときは一般の先取特權の初の賣却に付全部之を充當し

尙ほ附隨して次の賣却に付き之を充當す且此先取特權を負擔せし不動産に付き一般の抵

當を有する債權者の他の不動産の賣却代價に付き求償權を有す

第四百十五條 一般の先取特權の不動産が債務者に屬する間に他の債權者に對抗する爲め

其不動産に付ての登記を要せず

第二節 動産に係る特別の先取特權

第一款 動産に係る特別の先取特權の原因及び目的

第四百十六條 上の第二章に規定したる先取特權を有する動産質取債權者の外下は指定し

たる動産物に付き先取特權を有する債權者の之を左に掲ぐ

第一 不動産の賃貸人

第二 種子及び肥料の供給者

第三 農業の稼人及び工業の職工

第四 動産物の保存者

第五 動産物の賣主

第六 旅店主人

第七 舟車運送營業人

第八 保證金を供する義務ある官吏の職務上の所爲に對する債權者

第九 右保證金の貸主

第一則 不動産賃貸人の先取特權

第四百十七條 居室、倉庫其他の建物の賃貸人の賃借人の使用又は商工業の爲め此建物内

に備へたる動産物に付き先取特權を有す右の動産物に賃借人に屬せずと雖も先取特權の

條は列記したる相互の順序は從ひて配當加入を定む
右の數條は掲けたる同原因の債權は同順位にて配當加入す
若し一般の先取特權か動産に係る特別の先取特權と競合するとき其順位は下の第二節
に於て之を規定す

不動産に係る特別の先取特權は一般の先取特權より先たち又特別の抵當は後の設定に係る
と雖も詐害なきに於ては一般の先取特權より先たつ

然れども一般の先取特權は其發生前の取得に係る一般の抵當よりも先たつ

一般の抵當の負擔ある總不動産を同時し賣却したる場合は於ては一般の先取特權は各不
動産の賣却代價の割合に應じて其總不動産に付き配當加入す

若し順次に右の不動産を賣却するとき一般の先取特權は初の賣却し付全部之を充當し
尙ほ附隨して次の賣却し付き之を充當す且此先取特權を負擔せし不動産に付き一般の抵
當を有する債權者は他の不動産の賣却代價に付き求償權を有す

第四百十五條 一般の先取特權は不動産か債務者に屬する間に他の債權者に對抗する爲め
其不動産に付ての登記を要せず

第二節 動産に係る特別の先取特權

第一款 動産に係る特別の先取特權の原因及び目的

第四百十六條 上の第二章は規定したる先取特權を有する動産質取債權者の外下は指定し
たる動産物に付き先取特權を有する債權者の之を左に掲ぐ

- 第一 不動産の賃貸人
- 第二 種子及び肥料の供給者
- 第三 農業の稼人及び工業の職工
- 第四 動産物の保存者
- 第五 動産物の賣主
- 第六 旅店主人
- 第七 舟車運送營業人
- 第八 保證金を供する義務ある公吏の職務上の所爲に對する債權者
- 第九 右保證金の貸主

第一則 不動産賃貸人の先取特權

第四百十七條 居宅、倉庫其他の建物の賃貸人の賃借人の使用又は商工業の爲め此建物内
に備へたる動産物に付き先取特權を有す右の動産物か賃借人に屬せすと雖も先取特權に

猶ほ存す但賃貸人か賃貸場所は此動産物の持込を知りたる當時其物の賃借人又屬せざる事實を知らず且其事實を豫見するに足る可き理由あらざりしときも限る
賃貸人の先取特權の現金又付き又賃借人及び其家族の一身の使用又供したる金玉寶石又付き又無記名なるも證券又付き之を行ふことを得ず

第四百十八條 賃貸人の家賃の当期分及び後の一期分の辨濟を担保するに足る可き動産を賃貸したる場所又備ふることを賃借人又要求することを得賃借人之を爲さず且此家賃の前拂又之に相當する其他の擔保を供せざる可き賃貸人の賃貸借を解除することを得尙ほ損害あるとき其賠償を求むることを得

賃貸場所又備へたる動産を賃貸人の許諾なく取去りたるも別は詐害なきに於て賃貸人の其擔保か不足と爲りたる可き且賃借人又屬する權利の限度内非され此動産を其場所又復せしむることを得ず

然れども賃貸人の權利を詐害して爲したる行爲又付て賃貸人の財産編第三百四十一條以下記載したる條件及び區別又從ひ第三者又對して其行爲を廢罷せしむることを得右の總て第三百三十三條又依りて賃貸人の有する權利を妨けず

第四百十九條 賃貸借と永賃借とを問はず田畑山林の賃貸人の賃貸人か許諾並土地利用

の建物内又備へたる動産又付き及び土地の利用又供したる動物農具其他の器具又付き上と同一の限度又於て先取特權を有す

右の賃貸人の賃貸したる土地の收獲物其他の産出物か猶ほ土地又附着すると土地又保存し有るとを問はず其收獲物及び産出物又付き先取特權を有す

分果賃貸人の賃貸したる土地の收獲物其他の産出物の中又自己の權利を有する部分か猶ほ分果小作人の方又存する間は直接又收獲物其他の産出物の上又先取特權を行ふ

第四百五十條 賃借權の讓渡又は轉賃の場合又於て賃貸人は賃貸場所又備へ有る動産か讓受人又の轉借人又屬することを知らず雖も其先取特權の此等の物又及ふ

此場合又於て先取特權は第三百三十三條又從ひ讓渡又は轉賃の代價として主たる賃借人の受取る可き金額又及ふ但前拂を以て賃貸人又對抗することを得ず

第四百五十一條 賃借人の財産の總清算の場合又於ては賃貸人は土地、建物の借賃其他の負擔又付き前期、当期及び次期の分又非され前數條又定めたる先取特權を有せず
此他先取特權は賃貸借より生ずる他の合意上の義務、前期及び当期又於ての賃借人の過失又は懈怠の爲め賃貸人の受く可き賠償及び賃貸人が請求することを得へき解除又添ひたる損害賠償を擔保す

● 民法財産擔保編

四百十四

第五百五十二條 右精算の場合に於て他の債権者は自己の利益の爲め貸借の解除を防止し及び初より轉貸又は讓渡の禁止あるに拘はらず其貸借權を轉貸し又は讓渡すことを得但貸借借還期の爲め貸借人土地、建物の借賃其他の納額を擔保することを要す

第二則 種子及び肥料の供給者の先取特權

第五百五十三條 所有者用益者、賃借人又の占有者種子及び肥料を供給したる者之を用ゐたる年の果實に付き先取特權を有す
蠶種及び蠶の飼養に供する桑葉を供給したる者亦同し

第三則 農業稼人及び工業職工の先取特權

第五百五十四條 雇人の外其年の耕耘收穫の爲め勞働したる稼人の一ケ年間の給料の爲め其收穫物に付き先取特權を有す
又工業の職工の工業より生ずる産出物又の製造品に付き先取特權を有す但其年の給料中最後の三ケ月間の爲めのみに限る

第四則 動産物保存者の先取特權

第五百五十五條 動産物の修繕又の保存の費用に付ての債権者の第九十二條に從ひ己れに屬する留置權を行はるときに雖も其修繕又の保存したる物に付き先取特權を有す

右の先取特權の金額、有價物其他動産物に關する物權又の人權を債務者の爲め承認し保存又の實行せしめたる裁判上又の裁判外の行爲の費用に之を適用す

第五則 動産物賣主の先取特權

第五百五十六條 動産物の賣主の代價辨濟の爲め期限を許與したると否とを問はず其代價及び利息の爲め賣却物に付き先取特權を有す若し補足額を以てする交換ありて其補足額が讓渡したる物の價額の半を超ゆるときは先取特權の其補足額の爲め交換物に付き存在す
第五百五十七條 先取特權の賣却物か用方又の因り又の不動産に合體するに因りて不動産と爲りたるるときに雖も猶も買主の占有に在り且變形せざる間に存續す但合體の場合に於ては不動産を毀損せずして其物を分離するを得ることを要す

第五百五十八條 賣主の先取特權の財産取得編第四十七條及び第八十二條に規定したる留置及び解除の權利を妨げず

第六則 旅店の主人の先取特權

第五百五十九條 旅店の主人の旅客其從者及び牛馬の宿泊料、食料の爲め其旅客の携帶して尙ほ旅店に存する手荷物に付き先取特權を有す

第七則 舟車運送營業人の先取特權

● 民法債權擔保編

四百十五

第六十條

舟車運送營業人の旅客又の荷物の運送賃の爲め及び關稅其他正當なる附從の費用の爲め自己の手を存する運送物に付き先取特權を有す

運送營業人が運送物の引渡より四十八時以内は債務者又の其名を以て其物を受取りたる者よ對し其物を返還するか又の運送賃其他の費用を辨濟するかの催告をなし且其效果を生せしむる爲め成る可く短き時間よ裁判上の請求を爲したるときは其先取特權の物の引渡後と雖も存續す

如何なる場合於ても第三取得者よ對して物を回復することを得ず但第四百四十八條よ規定したる如く詐害ある場合の此限よ在らず且第三百三十三條の適用を妨けず

第八則

職務上の所爲よ對する債先者の先取特權

第六十一條

保證を供する義務ある公吏の職務上の過失又の職權の濫用より生ずる債權の其保證金を付き先取特權あり

第九則

保證金貸主の先取特權

第六十二條

前條の保證金を貸附たる第三者の職務上の所爲より害を受けたる者よ辨濟ありし後第二位よて此保證金を付き先取特權を有す但第三者か貸付の當時又の他の債權者より何等の故障をも述べざる前規則よ從ひて其權利を證したるときは限る

第二款

動產よ係る特別の先取特權の順位

第六十三條

動產よ係る特別の先取特權と一般の先取特權と競合するときは優先の順序を左の如く規定す

第一 訟事費用の其費用の有益たりし總債權者の債權よ先たつ但有益の限度又の割合よ從ふ

第二 此他四箇の一般の先取特權の第三百三十七條よ定めたる順序を以て總ての特別の先取特權よ先たつ但特別の先取特權よ屬せざる動產の不足なる場合よ限る

第六十四條 一箇の動產よ付き特別の先取特權を有する諸種の債權競合するときは其相互の優先權の下の順序及び區別よ從ひて之を定む

第一の順位は先取特權の目的物を保存したる者よ屬す
若し數人の債權者漸次よ保存を爲したるときは優先權の其間よて最後の保存者よ屬す

第二の順位は合意上の動產質よ因り或の不動産の質貸人、旅店主人又の運送營業人の如く默示の動產質よ因りて物を質よ取りたる債權者よ屬す

第三の順位は物の賣主よ屬す
然れども質取債權者の動產質設定の時其物の保存費用の未だ支拂あらざること知らざ

りしとき第一の順位を得

之よ反して質取債權者か賣却代價の未だ支拂あらざることを知りたるとき賣主之よ先
たつ

收穫物に關しては第一の順位は農業の稼人第二の順位は種子及び肥料の供給者第三
の順位は土地の貸貸人よ屬す

工業の職工は工業より生ずる產出物又の製造品よ付き賃貸人よ先たつ

公吏の保證金に關しては職務上の所爲よ對する各債權者は相共よ債權の割合よ應し其債
權の日附よ關せず他の債權者よ先たち又保證金を貸付たる債權者よも先たつ其保證金を
貸付たる債權者は保證金の殘額よ付き第二位よて先取特權を有す

第三節 不動産よ係る特別の先取特權

第一款 不動産よ係る特別の先取特權の原因及び目的

第六十五條 左の債權者に下よ定めたる債權の爲め其條件よ從ひ不動産よ付き先取特權
を有す

第一 賣買、交換其他有償の行爲よ因り又無償なるも負擔を帶ふる行爲よ因りて不動
產を讓渡したる者は其讓渡したる不動産よ付き先取特權を有す

第二 共同分割者は分割中よ包含したる不動産よ付き先取特權を有す

第三 工匠、技師及び工事請負人の工事よ因りて不動産よ生したる増價よ付き先取特
權を有す

第四 先取特權を生せしむる行爲の當時讓渡人、共同分割者、工事請負人よ支拂ひた
る金錢の貸主は右同一の不動産よ付き先取特權を有す

第一則 讓渡人の先取特權

第六十六條 讓渡人の先取特權に左の各人よ屬す

第一 賣買の代價及び利息其他の負擔よ付ての賣主

第二 交換の補足額、負擔及び交換物の追奪擔保よ付ての交換者

第三 贈與の負擔よ付ての贈與者又の其承繼人

此他の不動産讓渡人の一般よ其對價及び負擔よ付き先取特權を有す

第六十七條 賣買代價、交換補足額の外賣買、交換、贈與の負擔及び交換其他有償の合
意よ於ける追奪擔保の未定の賠償の讓渡の證書又の日後の證書を以て金錢よて之を定む
ることを要す

此他右の證書の次款よ記載する如く之を公示することを要す

第四百六十八條 交換其他不動産の譲渡の對價として受取りたる不動産退還擔保の爲めの先取特權の其追奪が譲渡の時より十年内又生じ且廢罷す可からざる判決より一个年内又擔保の請求を爲し之を公示したるときに非されの存在せず

對價として受取りたる不動産又關しての擔保の爲めの先取特權の追奪が一个年内又生じ且廢罷す可からざる判決より一个年内又請求を爲し之を公示したるときは非されの存在せず

第四百六十九條 不動産の譲渡人の先取特權債務者の所爲又因り又の其權利を基き且其費用を以て不動産を加へたる増加及び改良及び

第二則 共同分割者の先取特權

第四百七十條 社員其他の共有者或の抽籤の方法或の合意上の指定或の不分物競賣又因れる分割より生ずる左の債權の爲め其分割に於て各自の得たる不動産又付き互に先取特權を有す

第一 補足額の爲め即ち配當過分の返還の爲めに之を負擔せる分割者又歸したる不動産又付き先取特權あり

第二 不分物競賣の代價の爲め又の其競賣したる不動産又付き先取特權あり

第三 分割者の一人か其配當部分の不動産又の不動産に於て受けたる追奪の擔保の爲め又の他の分割者又歸したる總不動産又付き先取特權あり但各分割者の債務の部分に限る

第四百七十一條 右の擔保の左の諸件之を適用す

第一 社員として他の社員又對し補足額又の不分物競賣の代價を負擔したる者の無資力

第二 分割者の一人の配當部分又債權を充てたる時其債務者の無資力但其債務者の分割者たる外人たるを問はず分割の當時無資力たりしことを要す

第四百七十二條 第四百六十八條の分割者間の退還擔保の先取特權之を適用す

分割者たる否とを問はず債務者の無資力又關しての其擔保の元本は於ける債務の満期より一个年内又請求を爲し之を公示したるときは非されの當事者の間でも第三者又對しても之を負擔せしむることを得ず

債務が無期又の終身の年金權たる時債務者の無資力が分割の日より十個年後又生ずるに於ての其擔保の負擔の止む

債務が利息を生ずる元本として其満期が十個年以上又及ぶときも亦同じ

第四百二十三條

第三百六十九條の規定に分割者の先取特權をも亦之を適用す

第三則 工匠、技師及び工事請負人の先取特權

第四百七十四條

工匠、技師及び工事請負人は建物、土手若くは堀割の築増若くは修繕又は地上を爲したる排泄、灌漑、開墾、置土、其他之を類似する工事より生ずる債權の爲め先取特權を有す

右の先取特權は鑛坑及び石坑の開掘、利用、閉鎖又は廢止に關する地下又ハ外部の工事の爲め工匠、技師及び工事請負人は屬す

第四百七十五條

右の工事より生ずる先取特權ハ其工事ハ因リ土地又は建物ハ加へたる増價ハシテ先取特權行使の當時猶ほ存するものニシテ付存在す
右の増價ハ裁判所の選任したる鑑定人の作れる三箇の調書を以て之を證することを要す
此第一調書ハ工事を始むる前ニ之を作りて場所の現状を明定シ且目論見たる工事の概畧を指示することを要す

此第二調書ハ工事の受取ハ付キ争あるも工事の竣成より又は原因の如何を問はず其工事の絶止より三ヶ月内ニ之を作り且其工事より現ニ生ずる増價を證することを要す
此第三調書ハ配當加入の請求の當時之を作り且右増價の存するものを證することを要す

第四則 金錢貸主の先取特權

第四百七十六條

前數條に揭けたる先取特權ハ讓渡若クハ分割の當時又ハ工匠、技師若クハ工事請負人との契約の當時ニ於テ賣買若クハ不分割物競賣の代價、交換若クハ分割の補足額又ハ工事の代金の辨濟の爲め金錢を貸付たる者ニ法律ニ依リテ直接ニ屬ス但其金錢の貸付及ヒ使用を此等の行爲の證書中ニ記載したるときニ限る

若シ讓渡人、分割者又ハ工事の爲めの債權者の利益ニ於テ先取特權の生ゼシ後ニ金錢を貸付たるときハ貸主ハ財産編第四百八十一條及ヒ第四百八十一條ニ定めたる條件及ヒ方式ニ從ヒ債權者又ハ債務者より合意上の代位を得るときニ非サレハ先取特權を取得せず孰レの場合ニ於ても金錢の貸主ハ債務の一分のみを拂ひたるるときハ貸主ハ其拂ひたるものニ割合ニ應ジ財産編第四百八十六條ニ從ヒ原債權者ト共ニ先取特權を行フ

第二款 債權者間ニ於ける不動産の特別先取特權の効力及ヒ順位

第四百七十七條

前款ニ掲けたる先取特權ハ下ニ定めたる方法、條件及ヒ期間を以て公示シ且保存したるときニ非サレハ之を以テ他の債權者ニ對抗することを得す

第四百七十八條

賣買代價の爲めの賣主の先取特權及ヒ補足額の爲めの交換者の先取特權ハ代價又ハ補足額の全部又ハ一分を未ダ辨濟セざる旨を記したる所有權移轉證書ニ依る登

記を以て之を保存す又交換に於ける追奪擔保の爲め及び賣買、交換其他所有權移轉契約の附從負擔の爲めの先取特權の證書に依る登記を以て之を保存す但擔保及び負擔の評價を證書中に記載したるときは限る

第七十九條 分割者の先取特權の分割證書に依る登記を以て之を保存す但其證書に不分明物競賣代價の補足額即ち配當過分の返還及び追奪擔保の評價其他各配當部分の負擔の評價を記載したるときは限る

第八十條 右讓渡又の分割の證書に依る登記なき間の取得者又の分割者の權利は其擔保を得たる債權者の其擔保を登記したるときと雖も其登記を以て先取特權ある讓渡人又の分割者を對抗することを得す但工事より生ずる先取特權ある債權に此限は在らず然れども利害關係人の原契約者の承諾を得ずと雖も常は右讓渡又の分割の登記を爲さしむることを得

第八十一條 讓渡又の分割の證書は其對價物の全部若くは一分の未だ辨濟あらざること又の負擔の付し有ることを記載せざるときは日後の證書を以て此脱漏を補ふことを得且其補脱の債權者の注意を以て讓渡又の分割と共に之を公示することを得 右の補脱を讓渡又の分割の登記と共に公示せざるときは債權者の何時までも其補脱を公

示することを得但此場合於ては先取特權の單純なる法律上の抵當は變性す

右の抵當の二箇の公示の間は於て債務者の權利は其物上擔保を取得し且合式に之を公示したる債權者之を以て對抗することを得す

讓渡若くは分割の證書に記載したる負擔又の擔保の評價を日後の證書に記載したるときも亦同じ但其證書に依る抵當の登記に其登記を爲したる日附は從ひて債權者の順位を定む

第八十二條 讓渡人又の分割者の先取特權は法律上の抵當は變性したるときは此抵當の登記前は債務者の權利は其物上擔保を取得し且合式に保存したる債權者を害して義務不履行の爲めの解除訴權を行ふことを得す

第八十三條 工匠、技師又の工事請負人の先取特權は第七十五條に定めたる第一第二の調書に依り登記するを以て之を保存す

此第一調書に依る登記の工事を始むる前は之を爲すことを要す

第二調書に依る登記は其調書より一个月内は於て之を爲すことを要す

第三調書に依る登記の効力の第一調書の日附は遡及し且工事の前又は後には債務者と契約したる各人に對し其増價に付ての優先權を先取特權ある債權者は保有せしむ

利害關係人中の一人の爲したる右調書に依りてし爲たる登記の委任なきときと雖も他の

關係人を利用し且總關係人其債權の割合に應じて辨濟を受くる爲めの同一の順位を保有せしむ但總ての者か有益の時期に於て必要なる説明を爲すことを要す

第百八十四條 前條に指定したる期間に二箇の調書を依る登記の一を爲さしむるときに先取特權の法律上の抵當に變性し其順位に左の日附を以て之を定む

第一 工事の竣成又は絶止の時より三ヶ月内第二調書を調製し且次月内之を登記したるときに第一調書の遅延登記の日附

第二 右の三ヶ月内第二調書を調製せず又三ヶ月内之を調製したるも次月内之を登記せざるるときに其第二調書を依る登記の日附

第百八十五條 取得、分割又工事の爲め初め金銭を貸付たる者の第百七十六條第一項に従ひて有する先取特權の讓渡人、分割者又工事受負人は於けると同一の方法を以て之を保存す

右貸主か日後代位に因りて讓渡人、分割者又工事受負人は承繼したるとき未だ先取特權の公示あらざるに於て其貸主の主たる證書及び代位證書に依る登記に因りて其公示を爲さしむ

若し代位前公示ありたるるときに貸主の登記に代位の附記を請求す可し

又先取特權ある債權を讓受けたる者の讓渡の附記を請求す可し

此末の二箇の場合に於て附記を爲さしむることを遅延したる代位者又讓受人の其以前善意で債務者又其承繼人と原債權者との間を爲したる辨濟其他の免責の行爲を駁撃することを得す

第百八十六條 上に記載したる如く保存したる先取特權又抵當ある債權にして利息又は年金の附きたるもの利息又は年金の満期と爲りたる最終の二個年分は非され元本と同一の順位に配當加入することを得す但満期の利息又は年金の中は二個年以外のもの爲め漸次特別の抵當登記を爲す可き債權者の權利を妨げず

第百八十七條 不動産に付き先取特權ある債權者間の相互の優先權に左の順序に従ふ

第一 工匠、技師及び工事請負人但其債權か他の債權より後生したるときも亦優先權を有す
此工事より生ずる増價額か右の各人に全く辨濟するに足らざる場合に於ては債權の割合に應じ同一の順位に其配當加入を定む

第二 讓渡人又は分割者

逐次の讓渡又は分割の場合に於ては優先權の債權者間最も舊き者に屬す

金錢の貸主の或の初より或の合意上の代位は因り貸付たる其金錢にて全部又の一分の辨濟を受けたる債權者と同一の順位を有す

第八十八條 先取特權の登記及び其更新、抹消、減少は關する規則は先取特權及び抵當權は共通として之を次章の規定す

第三款 第三所持者に對する不動産先取特權の効力

第八十九條 合式は公示したる先取特權の其負擔ある不動産に付き第三所持者まで追及す

第三所持者か下は定むる方法の一に依りて先取特權ある債權者は辨濟せざるべき其債權者の第三所持者に對し其不動産を差押へ之を競賣し付することを得

第九十條 一般の先取特權の第三所持者の取得の登記前之を登記したるときは非され其第三所持者に移轉したる不動産に付き追及權を與へす

第九十一條 轉得者の取得の登記前登記せざる讓渡又の分割に因りて先取特權を有する債權者の其先取特權の生じたる權原を登記すること及び轉得者より催告を受けたるも一ヶ月内は其登記を爲さざりしときは非され追及權を失はず但此一ヶ月の距離は應して法律上の期間を加ふ

然れども轉得者の其讓渡人か十年以上不動産に付き法定の占有を爲したるときは右の催告を爲す責なく且舊所有者の總ての先取特權を免かる

第九十二條 工事は因り先取特權を有する債權者の工事の竣成又の其絶止の前は讓渡の登記ありたるも第一調書に依る登記に因りて追及權を行ふことを得

工事の竣成し又の絶止したるときは第二調書の調製及び之に依る登記の二箇の期間が未だ經過せざるは於て右の債權者の此期間の満了後又の第二調書を調製し且之に依りて登記す可き催告を受けたるも一ヶ月内之に應せざりし後は非され先取特權を失はず

第九十三條 先取特權ある債權者の追及權を保存し及び之を行ふ爲は必要なる公示を爲さざるも第三所持者の負擔したる讓渡代價に付き辨濟を受くる權を失はず但代價の辨濟前又は順序配當手續の閉鎖は自ら債權者たることを知らしめ且其債權を證したるときは限る

第九十四條 先取特權に關する追及權、其條件、効力並に第三所持者か所有權徵收を避くる方法及び先取特權消滅の原因は次章の第三節第五節乃至第七節の規定に従ふ但先取特權の固有の規則は反するもの此限は在らず

第五章 抵當

●民法債權擔保編

第一節 抵當の性質及び目的

第九十五條 抵當の法律又は人意に因りて或る義務を他の義務に先立ちて辨償する爲め
に充てたる不動産の上の物權なり

第九十六條 抵當は動産質及び不動産質に付き記載したる如く働方及び受方にて不可分
たり但反對の合意あるとき此限を在らす

第九十七條 抵當は不動産の全完所有權の上のみならず用益權、賃借權、永借權及び地
上權の上にも此等の權利を支分したる所有權の上にも之を設定することを得

然れども全完の所有權を有する者は虚有權又は用益權のみを分離して之を抵當と爲すこ
とを得ず

之を反して所有者は其不動産の限界に因りて定まりたる部分又其不分の幾部分を抵當
と爲すことを得

地役の要役地より分離して之を抵當と爲すことを得す又用方因る不動産の其附着する
不動産より分離して之を抵當と爲すことを得す

第九十八條 左に掲ぐるもの之を抵當と爲すことを得す

第一 使用權、住居權其他讓渡することを得す又の差押ふることを得ざる財産

第二 財産編第十條第二號及び第三號に掲けたる如き不動産債權

第三 同條第四號に掲けたる如き不動産と爲したる債權但之を不動産と爲すことを許
可する法律が其抵當を許さるときは限る

船舶の抵當に付ての商法の規定に従ふ

第九十九條 此章の規定の商法其他特別法に於て異例を設けたる限りの此等の法律を以
て設定したる抵當之を適用す

第二百條 抵當の意外及び無償の原因に由り或る債務者の所爲及び費用に因りて不動産に
生ずること有る可き増加及び改良に當然及ぶものとす但他の債權者に對して詐害なきこ
とを要し且前章の規定したる如き工匠、技師及び工事請負人の先取特權を妨げす

抵當の債務者が縦令無償にて取得したるものなるも其隣接地に及ぼさるものとす但新圍
障の設立及び舊圍障の廢棄に因りて隣接地を抵當不動産に合體したるときも亦同じ

第二百一條 意外若くは不可抗の原因又は第三者の所爲に因りて出でたる抵當財産の減少、減少
及び毀損の債權者の損失たり但先取特權に關し第三百三十三條に記載したる如く債權者の
賠償を受く可き場合に於ては其權利を妨げす

若し抵當財産が債務者の所爲に因り又は保持を爲さざるに因りて減少又は毀損を受け此

か爲め債權者の擔保が不十分と爲りたるるときは債務者の抵當の補充を與ふる責を任す
此補充を與ふること能はざる場合は於ては債務者の擔保の不十分と爲りたる限度に應じ
滞期前と雖も債務を辨濟する責を任す

第二百二條 抵當財産の差押なき間は債務者の財産編第一百九條及び第二百十條に定めら
る期間其不動産を賃貸することを得又其果實及び産出物を讓渡し及び管理の總ての行爲
を爲すことを得

第二節 抵當の種類

第二百三條 抵當は法律合意上又の遺言上のものなり

第一款 法律上の抵當

第二百四條 左の抵當は總ての要約に關せず當然成立す

第一 婦か其夫に對して有すること有る可き總債權の爲め婚姻の日現に夫に屬すると
日後之に屬す可きとを問はず其夫の総不動産に付き婦の有する抵當但夫の未成年た
るときも亦同じ

第二 未成年者及び禁治産者か其後見人に對して有する總債權の爲め現在に屬すると
將來に得るとを問はず後見人の總不動産に付き有する抵當

第三 國、府縣、市町村及び公設所か行政法の定めたる限度と條件とに從ひ會計吏員の
管理の爲め其不動産に付き有する抵當

又第八十一條及び第八十四條に從ひて變性したる先取特權より生ずる抵當の之を法
律上の抵當と看做す

第二款 合意上の抵當

第二百五條 合意上の抵當の公正證書又の私署證書を以てするに非ざれば之を設たること
を得ず

代理人を以て抵當を設定するときの委任の要旨を抵當の設定證書に示すことを要す

第二百六條 本邦に存在する財産に付き外國に於て爲したる抵當の合意は此種類の行爲の
爲め外國に於て用ゆる方式に從ひ之を爲したるときは其効を生ず然れども特別法に規定
したる條件に從ふに非ざれば此合意に依り本邦に於て登記を爲すことを得ず

第二百七條 抵當の設定證書の義務の擔保を充てたる不動産を其性質及び所在を以て特
に指示することを要す

若し抵當の設定が債務者の現在の各不動産を特に指示せずして其全部又の一分を包含す
るときは債務者の請求に因り債權の擔保の必要なる限度に其抵當を減少することを得

債務者の將來の財産に付ての一般又は特別の抵當の設定は無効なり

第三百八條 抵當の設定證書は右の外義務の源因、體様及び其主從の目的を明かに指示することを得ず

義務の目的が金錢たらざるときは之を評價す可し然れども其評價の登記の時又は於ても猶ほ之を爲すことを得

第三百九條 抵當に充てんと欲する物の所有權又は收益權を有し且有償又は無償にて其物を處分する能力を有する者又は非されし之を承諾することを得ず但第三者の抵當設定に關する第二百一十一條の規定を妨げず

若し有期の物權を抵當と爲したるときは其抵當の此權利の時期外に効力を生ずることを得ず然れども抵當と爲りたる權利が此時期の満了前或る出來事は因り物の價額を代表する償金に移りたるるときは債權者此償金に付き其權利を行ふ

第二百十條 未成年者、禁治産者及び失踪者の財産の法律に定めたる原因及び方式に依るゝ非されし其代人は於て之を抵當と爲すことを得ず

第二百十一條 合意上の抵當は第九十八條及び第一百十七條に於て動産質及び不動産質に付記載したる如く債務者の債務を擔保する爲め第三者より之を設定することを得ず

右の抵當の之を設定せしむる爲め債務者か何等の出捐も爲さざるときは債務者に対しては恩恵なりとす

又抵當は債權が無償なるとき又は有償なるも諾約なくして主たる合意以後之を設定したるときは債權者に対して恩恵なりとす

第三款 遺言上の抵當

第二百十二條 抵當の遺贈の擔保の爲め又は第三者の債務の擔保の爲めのみ遺言を以て之を設定することを得

第三節 抵當の公示

第一款 登記の條件及び期間

第二百十三條 凡そ法律上、合意上又は遺言上の抵當の下に定めたる條件に従ひ其不動産所有地の登記所又は於て登記を爲したるは非されし之を以て第三者に對抗することを得ず
數箇の登記所の管轄を跨がる不動産の全部を抵當と爲したるときは其主たる部分の所在地を管轄する登記所又は於て登記を爲し他の登記所又は於て其登記及び日附の記載のみを爲す

第二百十四條 抵當の其設定の後債務者の無資力が正當に宣告せられ又は其財産の全部若

過半の差押え因り顯然と爲りたるとき有効之を登記することを得ず但破産の場合に於ける登記の権利に付ての商法の制限を妨げず

抵當財産の譲渡ありたるとき其譲受人は對して債權者の登記する権利の制限の第五節に於て之を規定す

第二百十五條 債權者が財産の管理權を有せざるるときに抵當の登記に法律上又の裁判上の代人之を爲す

抵當の登記の總代理代理人及び法律上又の合意上の抵當の附着したる行爲を爲す委任を受けたる部理代理人の權利及び義務に屬す

又登記の債權者の委任なくして事務管理者之を爲すことを得

第二百十六條 婦の法律上の抵當の夫か婦に對し契約其他の方法にて條件附なるを否とを問はず債權者と爲りたる時より夫又の裁判所の許可を要せず婦の請求に因りて之を登記することを得又其登記の婦の適當と思ふ不動産の全部又の一分に付き之を爲すことを得但第二百二十六條に記載する如く夫の有する抵當減少の權利を妨げず

婦が登記を爲さるときに夫の婦の擔保の爲め十分なる不動産に付き其登記を爲すことを要す

婦又の夫が登記を爲さるときに縱令委任なきも婦の親族又の姻族にて之を爲すことを得但婦の故障又の拋棄なきことを要す

第二百十七條 未成年者の法律上の抵當の夫か婦の法律上の抵當を登記すると同一の場合に於て同一の條件に従ひ後見人之を登記することを要す

後見人登記を爲さるときに後見監督人又の親族會員其登記を爲すことを要す若し之を爲さざるときに未成年者に對し連帶して損害賠償を負擔す

未成年者も亦自治産者と爲りたる後に其登記を求むることを得

第二百十八條 前條第一項及び第二項の規定に禁治産者の法律上の抵當は之を適用す處刑言渡に因れる禁治産の場合に於ては禁治産者の特別の代理人によつて登記を求むることを得

第二百十九條 債權者の相続人又の譲受人の原債權者のみの名を以て或は自己と原債權者との連名を以て登記を求むることを得

債權者の代理人又の事務管理者より登記を求むるときに其名及び分限を本人の名及び分限と共に記載す可し

第二百二十條 債務者が死亡したるときに登記の債權者の選擇に因りて其債務者と對し又

ハ其相續人^{そらぞくにん}ノ對して之を爲すことを得

第三者^{さんしやう}ノ設定^{せつてい}したる抵當^{ていどう}ノ關してハ設定者^{せつていしや}ノ對して登記^{てんき}を爲すことを要す

第二百二十一條 法律上^{がうじやう}、合意上^{がういじやう}又ハ遺言上^{いげんじやう}ノ抵當^{ていどう}ノ登記^{てんき}ハ三十个年^{さんじゅうごねん}間^{かん}其効力^{かうりよく}を有す三十个年後^{さんじゅうごねんごのち}ノ債權^{さいけん}ノ時効^{じかう}カ中斷^{ちゆうだん}又ハ停止^{ていし}ニ係りたるるときニ雖モ其登記^{てんき}ノ効力^{かうりよく}を失ふ

右抵當^{ていどう}ノ時効^{じかう}ノ無能力者^{むなりよく}ノ對して停止^{ていし}せず但其代人^{たいていじん}ノ對する求償權^{きうしやうけん}を妨げず

然れども三十个年^{さんじゅうごねん}ノ期間^{きかん}満了^{まんりやう}前^{まへ}ニ登記^{てんき}を更新^{かうしん}し舊登記^{きゆうてんき}ノ日附^{にっぷ}を精確^{せいかく}ニ記載^{きざい}したるときニ抵當^{ていどう}ノ順位^{すんゐ}ノ舊登記^{きゆうてんき}ト同一^{どういつ}ノ日附^{にっぷ}ニて存す

登記^{てんき}ノ効力^{かうりよく}を失ひし後^{のち}ノ更新^{かうしん}ノ新登記^{しんてんき}ニ同しく其更新^{かうしん}ノ日附^{にっぷ}ニ於てのみ効力を生ず

第二百二十二條 三十个年^{さんじゅうごねん}ノ期間^{きかん}ニ於ける登記^{てんき}ノ更新^{かうしん}ノ舊登記^{きゆうてんき}後^{のち}ニ起りたる債務者^{たふせうしや}ノ破産^{はさん}、無資力^{むしりよく}又ハ死亡^{しはう}ニ拘^かへらす之を爲すことを得

第二百二十三條 登記^{てんき}ノ關する争ひ^{あざわだかま}ハ抵當財產^{ていどうざいぜん}所在地^{しよたいち}ノ裁判所^{さいぱんしよ}ニ之を訴ふ可し

第二款 登記^{てんき}ノ抹消^{まつしょう}、減少^{げんじゆ}及ヒ正誤^{せいご}

第二百二十四條 登記^{てんき}ノ抹消^{まつしょう}ハ左ノ場合^{ばあひ}ニ於て之を爲す

第一 債權^{さいけん}カ無効^{むかう}たり若クハ銷除^{しやうじゆ}す可きものたるるときニ又ハ其全部^{ぜんぶ}ノ消滅^{しょうめつ}したるときニ

第二 抵當^{ていどう}カ有效^{ゆうかう}ニ設定^{せつてい}せられざるるときニ

右ハ第二百三十條^{にひゃくさんじうじやう}ニ記載^{きざい}したる如ク或る不動産^{ぶどうざん}ニ付ての登記^{てんき}を抹消^{まつしょう}することを妨げず

第二百二十五條 登記^{てんき}ノ抹消^{まつしょう}ノ債務者^{たふせうしや}又ハ其承繼人^{しやうけいじん}ノ請求^{せいきう}ニ因りて之を宣告^{せんこく}することを要す但下^{した}ニ規定^{きぎてい}したる方式^{ふしき}ニ於て債權者^{さいけんしや}より抹消^{まつしょう}を許したるときハ此限^{こゝ}ニ在らず

第二百二十六條 婦^{めづ}ノ法律上^{がうじやう}ノ抵當^{ていどう}を或る不動産^{ぶどうざん}ニ制限^{せいげん}せざる場合^{ばあひ}ニ於て其債權^{さいけん}ノ擔保^{たんぱ}ニ必要^{ひつやう}なるより多き不動産^{ぶどうざん}ニ付キ登記^{てんき}ありたるるときニ又ハ婚姻契約^{こんいんけいやく}若クハ配偶者^{はいごうしや}間^{かん}ノ特別合意^{とくべつがうい}ニ因りて婦^{めづ}ノ債權額^{さいけんがく}を評價^{ひやうか}せる場合^{ばあひ}ニ於て其債權^{さいけん}ノ正當^{せいとう}なる評價^{ひやうか}より更ニ多き金額^{きんがく}ノ爲めニ登記^{てんき}ありたるるときニ夫^{おとこ}又ハ其承繼人^{しやうけいじん}ノ不動産^{ぶどうざん}又ハ金額^{きんがく}ニ關シ裁判^{さいぱん}上^{じやう}ニて此登記^{こゝ}ノ減少^{げんじゆ}を請求^{せいきう}することを得

第二百二十七條 右^{みぎ}ノ同しく後見人^{こうけんじん}又ハ其承繼人^{しやうけいじん}ハ未成年者^{みんねんしや}又ハ禁治產者^{きんぢざんしや}ノ擔保^{たんぱ}ニ必要^{ひつやう}なるものノ外^{ほか}ニ爲したる登記^{てんき}ノ減少^{げんじゆ}を請求^{せいきう}することを得但親族會議^{しんぞくかいぎ}ノ決議^{けつぎ}ニ因りて抵當^{ていどう}を或る不動産^{ぶどうざん}ニ制限^{せいげん}せず又ハ債權額^{さいけんがく}を評價^{ひやうか}せざるるときニ限る

第二百二十八條 合意上^{がういじやう}ノ抵當^{ていどう}ハ債務者^{たふせうしや}ノ現在^{げんざい}ノ總財產^{そうざいざん}ニ關シ過度^{くわだ}なるるときニ非されハ第二百二十七條^{にひゃくさんじゅうしちじやう}ニ記載^{きざい}したる如ク債務者^{たふせうしや}其減少^{げんじゆ}を請求^{せいきう}することを得

債務者^{たふせうしや}ノ債權者^{さいけんしや}ノ登記^{てんき}したる債權^{さいけん}ノ評價^{ひやうか}ノ減少^{げんじゆ}を請求^{せいきう}することを得但設定證書^{せつていし}又ハ別證書^{べつていし}を以て評價^{ひやうか}を爲さざるるときニ限る

第二百二十九條 遺言上の抵當の相續の不動産に付き遺言者其制限を爲さず又其債權を評價せしめて之を設定したるときに相續人其減少を請求することを得

第二百三十條 債務が半額以上消滅したるときに債權者の債務者の要求に因り三種の抵當に付き金額のみの登記を減少す可し

債務者の一分の辨済を爲したるときに常に自費にて登記を附記することを得

第二百三十一條 債務者の請求を正當とする判決に依り抵當を免かれたる不動産又其評價を改めたる金額を指示す

右第二の場合に於ては抵當の登記を抹消し第二の場合に於ては之を減少す

第二百三十二條 前數條に從ひ或る不動産に抵當の登記を減少したる場合に於て其不動産に債權者の擔保が不十分と爲りたるるときに意外の事又は不可抗力に因ると雖も債權者の抵當の補充を請求することを得

第二百三十三條 登記の抹消又は減少の確定判決に依るは非されし之を爲すことを得す又證書を以てするは非されし債權者之を承認することを得す

第二百三十四條 任意の抹消又は減少に債權者の消滅を基くるときに其抹消又は減少を承諾するは債權者其債務の辨済を受け又之を承認する能力を有するを以て足れりとする

抹消が右の外第二百二十四條に記載したる原因の一に基くるときに債權者和解するの能力を有することを要す

又抹消又は減少が抵當を無償にて拋棄する性質を有するときは債權者無償に替て債權を處分する能力を有することを要す

第二百三十五條 登記の抹消又は減少を承諾する爲めの委任の證書を以て之を與ふることを要す

然れども抹消又は減少が債務の消滅を基くるときに債務者の免責を承諾する權限を有したる代理人に於て其抹消又は減少を承諾することを得

和解又は無償の拋棄に付ては委任の明示たることを要す

第二百三十六條 抹消又は減少を爲すは其合意又は判決を登記し附記することを要す

第二百三十七條 抹消若くは減少を後日の判決又は債務者との合意にて銷除若くは解除したるときに其判決又は合意を更し登記し又前登記に附記す此場合に於ては前登記の前債權者の爲め其効力を回復す然れども抹消若くは減少の後に於て不動産に付き權利を取得心抵當の復舊の公示前より其權利を登記したる第三者より此登記を以て將抗することを得す

第二百三十八條 登記、更新、抹消又ハ減少ハ訛誤又ハ脱漏あるも此カ爲メ銷除を爲すハ足らざるるときハ當事者の協議又ハ判決を以て正誤を爲す

第四節 債權者間の抵當の効力及ヒ順位

第二百三十九條 凡そ不動産ハ付き登記したる抵當債權者の無特權債權者ハ先たち其不動産の代價の配當ハ加入することを得

法律上、合意上又ハ遺言上の抵當を有する數人の債權者間ハ於て其配當加入の順位ハ數箇の登記を同日ハ爲したるときハ雖も其登記の前後ハ因りて之を定む

第二百四十條 登記ハ掲載したる利息及ヒ定期の附從物ハ其經過したる最後の二個年分ハ限り主たる債權と同一の順位を得せしむ但二個年以外の利息及ヒ附從物の爲メ債權者の日後登記を爲すの權利を妨けず然れども此登記の其日附後ハ非されハ効力を生ぜず

第二百四十一條 抵當の順位ハ債權カ條件附なるとき又ハ信用を開きて爲す貸付の如ク漸次の支拂より生ずるときハ雖も亦登記ハ因りて之を定む

第二百四十二條 債權者カ數箇の不動産ハ付き其抵當を有し其各箇の代價カ同時ハ清算ありしときハ其債權の總不動産の價額の割合ハ應して之を分配す可し

澤次の清算の場合ハ於て右の債權者カ不動産中の一箇の代價ハ因りて全く辨濟を受け此

一箇の不動産ハ付き其債權者の次ハ抵當を有する一人又ハ數人の債權者カ爲メハ辨濟を受くることを得るときハ其一人又ハ數人の債權者の他の各不動産ハ付て其相互の順位を以て右辨濟を受けたる債權者の抵當ハ當然代位す

第二百四十三條 前條の代位ハ原債權者に次て右各不動産ハ付き登記を爲したる債權者ハ對して其効を生ず

右の代位者カ登記ハ其代位を附記したるときハ其代位者を順序配當手續中ハ加ハらしむることを要し且其承諾あるハ非されハ何等の抹消又ハ減少をも爲すことを得ず

第二百四十四條 凡そ債權を處分する能力ある抵當債權者の同一債務者の他の債權者の利益ハ於て自己の抵當又ハ其順位のみを拋棄することを得但財産編第五百條及ヒ第五百三條ハ於て更改ハ關シ規定したるものを妨けず

若し抵當債權を數次ハ數人ハ對シ讓渡拋棄又ハ代位の目的と爲せしときハ優先件の承繼人中登記ハ自己の權利の設定權原を附記シ又ハ登記の有らざりしときハ之を爲して其取得を第一ハ公示したる者ハ屬す

第二百四十五條 右の外第百八十五條の規定ハ前二條の場合ハ之を適用す

第二百四十六條 抵當債權者又ハ無特權債權者の他の抵當の登記なきを知りたることを自

認すも雖も登記の欠缺を申立つる権利を失はず

第二百四十七條 不動産の賣却代價を以て全部の辨済を受けざる抵當債權者の其殘額を付ての無特權債權者たり

若し不動産の賣却は先たちて動産有價物の配當を爲すときは抵當債權者の其債權全額の爲め無特權債權者として假し其配當は加入す

其後に至り抵當不動産の代價の配當あるとき其抵當債權者の動産有價物に付き何等の辨済をも受けざりしか如く其配當は加入す然れども此配當は於て全く辨済を受く可き者の動産の配當を以て受取りたる金額を控除するは非され其抵當の配當額を受取ることを得ず其控除したる金額は動産財團中より之を返還す

不動産の代價の配當は於て一分のみの辨済を受くることを得べき者に付て其殘額は從ひ其動産財團に對する權利を定む但此割合外は受取りたるもの之を動産財團中より返還す

右の返還金額は純粹の無特權債權者と有益配當は加入するを得ざる抵當債權者及び債權の一分のみを付き之は加入したる抵當債權者との間は於て更し之を配當す

第五節 第三取得者に對する抵當の効力

總則

第二百四十八條 抵當不動産が讓渡され又は利益權其他の物權を負擔したるとき其權原の登記前より登記を爲したる抵當債權者の第三取得者に對し債務の辨済を請求する權利を保有し又此不動産の賣却代價を以て辨済を受くる爲め其不動産の徵收を訴追する權利を附隨して保有す

然れども動産編第百十九條及び第百二十條の規定したる期間を以て爲し又は更新したる貸借の抵當債權者之を遵守することを要す

第二百四十九條 所有權の支分權を抵當と爲したる場合又は於て債務者其權利を拋棄したるとき其拋棄の登記前より抵當登記を爲したる債權者の其拋棄は拘りらず追及權を保有す

第二百五十條 公正證書を以て設定したる抵當の其不動産を差押へ之を賣却せしめたる無特權債權者の其競落の登記前より其抵當登記を爲したるとき之を以て對抗することを得但第二百五十條に掲げたる場合又は於て爲せる登記の無効たることを妨げず

第二百五十一條 第三所持者の破産又は無資力に其取得の登記あるまては抵當登記の妨礙と爲らざる

第二百五十二條 第三所持者の場合又は從ひて左の方法に依ることを得

● 民法債權擔保編

第一 抵當債務を辨済すること

第二 滌除すること

第三 財産檢索の抗辯を以て對抗すること

第四 不動産を委棄すること

第五 所有權徵收を受くること

第一款 抵當債務の辨済

第二百五十三條 第三所持者の抵當債務の満期と爲るに從ひ之を辨済するに於ては所有權徵收又ハ妨礙を受くることなし

第二百五十四條 第三所持者の債務の全部又ハ一分を辨済したるときハ動産編第四百八十二條第一號第四百八十三條第四號及ハ第五號に從ひ其辨済を得たる債權者に屬する他の

抵當、擔保及ハ利益又ハ代位す

又第三所持者の其辨済を得ざりし債權者より所有權徵收の訴追を受くること有る可き場合の爲め其所持せる不動産の負擔する抵當に付き辨済を得たる債權者に未定めて代位す

第二款 滌除

第二百五十五條 第三所持者の登記したる總ての抵當債務を辨済せざるも債權者に其登記

の順序に從ひ不動産の取得代價、其評價若くハ之に超ゆる金額を拂渡し又ハ債權者の爲め之を供託して不動産の負擔を免かれしむることを得但下は規定せる如き提供及ハ滌除の手續を爲したる後債權者の明示又ハ黙示の承諾ありたることを要す

第二百五十六條 停止條件附して不動産を取得したる者の條件の成就に因りて其權利の定まらざる間の滌除することを得す

解除條件附して取得したる者の條件の到來せざるに因りて其權利の定まる前と雖も滌除

する場合に於て第三所持者の提供が承諾せられたるも其金額の抵當債務を全く辨済するに足らずして其抵當を抹消したる後第三所持者の取得が條件の到來に因りて解除するに於ては抹消を受けたる抵當債權者の登記に第二百三十七條に從ひて之を回復す

又右の場合に於て提供が承諾せられずして下は規定せる如く不動産を競賣し付したるときハ競落の第三所持者の爲め宣告ありたると其他の者の爲め宣告ありたるとを問はず以後解除條件を免かれしむ

第二百五十七條 抵當を滌除する權利の主たる債務者と爲り又ハ保證人と爲りて自身よ

又右の権利の他人の債務の爲め自己の財産を抵當と爲したる者は屬せず

第二百五十八條 抵當債權者を参加せしめたる總ての競賣に付ての滌除を爲すの限又在ら

ず
公用徴收に付ても亦同じ

右の抵當債權者の其順位を以て歸落代價又の徴收償金の配當に加入する權利を妨けず

第二百五十九條 賃借權、使用權、住居權及び地役權の滌除を爲す限又在らず

此等の權利を抵當前に設定したるときは其附着の儘に非されり不動産を賣却することを
得ず

抵當後よ此等の權利を設定したるときは之を斟酌せしして不動産の賣却を訴追すること
を得

然れども此末の場合に於て第三所持者の第二百四十八條第二項に記載したる制限に従ひ
賃借權を遵守することを要す

第二百六十條 第三所持者の債權者より訴追を受けざる間の何時までも滌除することを得
又辨濟を爲すか又の不動産を委棄するかの催告を受けたる後一ヶ月内は滌除することを
得但此は違ふとき其權を失ふ

然れども右の失權の當然生ぜず之を請求することを要す但裁判所の第三所持者が正當の
障礙ありしことを證し且債權者か其遅延の爲め現實の損害を受けざる可きに於ては失
權を宣告せざることを得

又債權者より第二百六十五條第二號規定したる一ヶ月の期間は失權を請求せざるに於
ては失權を宣告することを得ず

第二百六十一條 第三所持者の滌除の準備として第三者に對する自己の權利を固定する爲
め其取得を登記することを要す

右の後第三所持者は其不動産の負擔せる先取特權又の抵當の目録を登記官吏に要求す
第二百六十二條 上記記載したる一ヶ月の期間は第三所持者は登記したる各債權者と第百
十九條、第七十八條及び第七十九條に従ひ登記か抵當の登記と同じき効力を有する
債權者とよ左の諸件を告知することを要す

第一 取得證書の旨趣、其日附及び登記の日附、讓渡人及び取得者の氏名、職業、住
所、讓受けたる不動産の性質、其所在地、讓渡の代價及び其負擔を指示する要領書
但交換、贈與若くは遺贈に因りて權利を取得したるときは其評價を指示す可し

第二 各抵當登記の日附、其帳簿の葉數、其債權者の氏名、住所及び主たる債權とし

て登記したる金額を明示する登記表

第三 第三所持者は右の債権者か法律に従ひ且一個月の期間増價競賣を求めざるよ
於ては満期、未満期又の條件附の債権を區別せずして各債権者の抵當登記の順序よ
従ひ之よ不動産の代價、其評價若くは之よ超ゆる金額の辨濟又の其債権者の爲め
金額の押託を爲さんとするの陳述

第二百六十三條 抵當を登記したる債権者の中よ先取特権を有する譲渡人又は分割者ある
ときの前條第三號よ定めたる陳述よ此債権者をして右一個月の期間よ其解除訴權を行
はんと欲する旨を述へしむる爲めの催告を添ふることを要す但第百八十一條及び第百八
十二條の明文よ因り法律上の抵當よ變性したる先取特権を有する者よ付ても亦同じ

第二百六十四條 讓渡證書中よ抵當と爲し及び爲さざる財産あるときよ取得者の抵當財産
の爲めのみ提供を爲すことを得又増價競賣の此提供に基き之を爲すことを要す

第二百六十五條 凡そ抵當を登記したる債権者よして上よ定めたる提供を受諾せざる者の
左の方式、期間及び條件を以て抵當財産の競賣を要求することを要す

第一 其要求よ提供金額の上少なくとも十分一の増價よて買受くることよ其増額し
たる代價の全部及び費用の爲め十分なる保證人又の擔保を供する旨の陳述とを添ふ

ることを要す若し此よ違ふときよ其要求の無効たり但此場合よ於ての總ての正本よ
要求者又の其特別代理人の署名あることを要す

第二 右の要求の提供告知より一个月内よ第三所持者よ之を送達することを要す若し
此よ違ふときよ其要求の亦無効たり

第三 右の期間よ於て債務者たると否とを問はず前所有者よ右よ同じき送達を爲すこ
とを要す

第四 主たる債務者よ非ざる者か抵當を設定したるときも亦同一の期間よ於て其債務
者よ送達を爲すことを要す

第二百六十六條 讓渡人又の分割者よして其解除訴權の行使を留保せずして前條よ規定し
たる如く増價競賣を要求したる者の其訴權を拋棄したるものと看做す

若し讓渡人又の分割者か右の訴權を保存せんと欲するときよ増價競賣の爲め許與せられ
たる期間と同一の期間よ第三所持者よ其旨を告知することを要す若し此よ違ふときよ無
効たり但主たる債務者なる前所有者よ對して此よ同じき告知を爲すことを妨げず

第二百六十七條 定まりたる方式及び期間を以て増價競賣の告知を爲したるときよ其競賣
の要求者の抵當の登記を爲したる他の債権者の承諾なくして競賣を言消すことを得ず其

債權者の此増價競賣の實行を要求することを得

若し競賣實行ありたるるときは第二百七十八條以下を適用す

第二百六十八條 孰れの債權者よりも有効な競賣を求めざりしときハ不動産の滌除ハ債權

者間の熟議上若くハ裁判上の順序配當ニ依る辨濟を以て又ハ債權者の名ニ於てする供託

を以て不動産を滌除す但此供託ニ付てハ豫め實物提供を爲すことを要せず

此場合ニ於て總ての抵當ハ之を抹消す其元資の不足したるものと雖も亦同し

第二百六十九條 右の如く滌除を實行したる後第三所持者ハ左の區別ニ從ヒ其讓渡人ニ對

して擔保の求償權を有す

第一 賣買の場合ニ於てハ其賣買代價外ニ提供し及ヒ辨濟したるものの爲め

第二 交換其他の有償契約の場合ニ於てハ讓渡人ニ對する自己の義務外ニ辨濟したる

ものの爲め但自己の供給したる對價物の返還を受けざるときニ限る

第三 贈與又ハ遺贈の場合ニ於てハ贈與者又ハ遺言者の免責ニ付キ辨濟したるもの

爲め

第四 總ての場合ニ於て自己の負擔したる滌除手續の費用の爲め

第三款 財産檢索の抗辯

第二百七十條 主として抵當債務の賣任せざる第三所持者ハ訴追債權者ニ對シ同一債務

の爲めハ抵當と爲りたる他の不動産を豫め檢索して之を賣却せしめんと求むることを得

但此カ爲めハ左の諸件を具備することを要す

第一 其不動産カ義務を履行す可キ場所の控訴院の管轄内ニ在ること

第二 其不動産カ猶ほ主たる債務者ニ屬すること

第三 其不動産カ争ハ係らざること

第四 其不動産カ債權者の登記の順位と其價額とを斟酌して之ニ全部の辨濟を得せし

むるニ不十分なることの明白ならざること

右の抗辯ハ訴追の起初ニ之を提出することを要す

第二百七十一條 第三所持者ハ第二十條乃至第二十三條ニ從ヒ保證人の分限を以て己れニ

屬する檢索の利益を拋棄したるときニ雖も抵當財産檢索の抗辯の利益を失はず

第二百七十二條 他人の債務の爲め自己の不動産を抵當となしたる者の檢索の抗辯を以て

對抗することを得

連合債務者の中ニ於て訴追前ニ債務ニ於ける自己の部分を辨濟したる者ニ付ても亦同し

第四款 委棄

● 民法債權擔保編

●民法債權擔保編

四百五十四

第二百七十三條 第三所持者の所有權徵收の手續中何時までも訴追の目的たる不動産を委棄することを得其委棄を因り第三所持者の訴追債權者所持のみを委付し不動産の所有權と其法定の占有とを保存して其危険を擔任す

第二百七十四條 主たる債務者又の保證人として自身も債務を負擔したるものも非ざる第三所持者のみ委棄を爲すことを得
連合債務者の中より債務に於ける自己の部分を辨濟したる者及び供物保證人の訴追中と雖も委棄を爲すことを得

第二百七十五條 有効な委棄を爲すもの自身なると代人の資格なるとを問はず所有權徵收の訴追を被告として出頭する能力を有するを以て足れりとす
第二百七十六條 委棄の委棄者又の其部理代理人抵當財産所在地の裁判所の書記課に於て之を陳述し其陳述書を署名して訴追債權者に告知することを要す

裁判所の訴追債權者又の第三所持者其他の利害關係人の請求を因りて委棄を付ての管財人を選任す但所有權徵收の訴追に此管財人は對して繼續す
第二百七十七條 第三所持者又の其代人の競落あるまで何時までも委棄を爲したるとの同一の方式を以て其委棄を言消すことを得此場合於ての訴追債權者に對する總債務と

其時までの費用とを一个月内に辨濟し又の供託することを要す但他の債權者の訴追の權利を妨げず又滌除の期間が経過せざるに於ては其債權者に對する滌除の權利をも妨げず

第五款 競賣及び所有權徵收

第二百七十八條 第三所持者か辨濟を爲さず委棄を爲さず又滌除を提出せざるときは抵當債權者の民事訴訟法に規定したる方式と公示とを以て不動産を競賣し付す

滌除の目的を以て爲したる提供の受諾を得ざる場合於て増價競賣の請求ありたるときも亦同じ

第二百七十九條 讓渡人又の分割者か第二百六十六條の明文に從ひ其先取特權又の法律上の抵當權を開きて其解除訴權を行はんと欲する旨を陳述したるときに競賣前其訴を爲すことを要す但第三所持者の請求を因りて裁判所か此事を付き定めたる期間を超ゆることを得ず

第二百八十條 總ての場合に於て解除の請求なく又は其認許なきときは第三所有者の競賣の際競買人と爲ることを得

第三所持者の利益に於て競落を宣告したるときに其判決は原證書確認の證據として其證書に依る登記を之を附記するのみ

●民法債權擔保編

四百五十五

第二百八十一條 第三所持者^{しよちしや}は非ざる者の利益^{りやく}に於て競落^{きやうらく}を宣告^{せんこく}したるときは其判決は所有權移轉^{いてん}の證據として特^{とく}に之を登記し且前登記^{ぜんとうき}の之を附記す

第二百八十二條 前條の場合に於ては落競^{らくきやう}の不動産と第三所持者^{しよちしや}に屬する他の不動産との間^まに存在せし地役權^{ちやくけん}の一旦混同^{こんどう}したるも働方^{はたらかた}及び受方^{うけかた}にて再生し其混同^{こんどう}の解除^{かいぢよ}せらるる第三所持者^{しよちしや}は其取得前^{きとくぜん}より屬せし用益權^{ようえきけん}、賃借權^{ちんせやくけん}其他の所有權^{しよゆうけん}の支分^{しぶん}に付きても亦同し

第二百八十三條 競落^{きやうらく}の孰れの場合に於ても第三所持者^{しよちしや}は競落^{きやうらく}の不動産に付き登記したる抵當を有せしとき其順位^{じゆんゐ}にて配當^{はいたう}加入す

第二百八十四條 各債權者^{しやくけんしや}は其登記の順序^{じゆんじゆ}に從ひて競落代價^{きやうらくだいな}を辨濟し尙ほ剩餘^{じやうじよ}あるとき其剩餘^{じやうじよ}の競落人^{きやうらくにん}たるを否とを問はず第三所持者^{しよちしや}に屬す

若し競落前^{きやうらくぜん}に第三所持者^{しよちしや}の債權者^{しやくけんしや}が右の不動産に付き抵當^{ていとう}の登記を爲したるときは其債權者^{しやくけんしや}の所有^{しよゆう}者^{しや}は對して登記したる債權者^{しやくけんしや}に次ぎ配當^{はいたう}加入す

第二百八十五條 第三所持者^{しよちしや}は抵當不動産^{ていとうぶどうさん}の占有^{せんゆう}中其所爲^{しよゐ}は因りて之を毀損^{きそん}し又之^{また}に必要^{ひつ}若くは有益^{ゆうえき}の出費^{しゆつひ}を爲したるときは第三所持者^{しよちしや}と抵當債權者^{ていとうしやくけんしや}との間^まに於て其計算^{けいさん}を爲す

第二百八十六條 第三所持者^{しよちしや}の委棄^{いせき}するか又は辨濟^{せんさい}するかは催告^{さいこく}を受けたる後^{のち}に非されん

債權者^{しやくけんしや}は對して果實^{くわじつ}の計算^{けいさん}を爲すことを要せず

第二百八十七條 如何なる場合^{いかに}に於ても競落代價^{きやうらくだいな}の辨濟^{せんさい}又は其供託^{きんたく}の後^{のち}に登記したる総抵當^{そうていとう}の之を抹消^{まっせう}し不動産^{ぶどうさん}の滌除^{ていじよ}せらるる其元資^{げんし}の不足^{ふそく}したる抵當^{ていとう}も亦同し

第二百八十八條 競落^{きやうらく}の後^{のち}に第三所持者^{しよちしや}の左の如く讓渡人^{じやうたふにん}は對して擔保^{たんぽ}の求償權^{きうぢやうけん}を有す

第三所持者^{しよちしや}は落競人^{らくきやうにん}と爲りたるとき第二百六十九條^に記載したる如く賠償^{ぱいじやう}を受く外人^{がいじん}の利益^{りやく}に於て競落^{きやうらく}の宣告^{せんこく}ありたるとき第三所持者^{しよちしや}の普通法^{ふつぽう}に依りて追奪擔保^{ついだつたんぽ}に付ての權利^{けんり}を有す但左の區別^{くわべつ}に從ふ

第一 賣買^{ばいばい}其他の有償取得^{ゆうぢやくとく}の場合^にに於て競落代價^{きやうらくだいな}が取得^{しゆとく}の原代價^{げんだいな}又は對價^{たいぢや}を超過^{てうご}したるときは此差額^{さがく}の第三所持者^{しよちしや}は權利^{けんり}を有する損害賠償^{そんがいぱいじやう}中^にに増價^{ぞうぢや}として之を加ふ

第二 贈與^{ぞうよ}又は遺贈^{いぞう}の場合^にに於ては第三所持者^{しよちしや}は競落^{きやうらく}か贈與者^{ぞうよしや}若くは遺言者^{いげんしや}の相續人^{しやくじん}をして抵當債務^{ていとうせむ}を免かれしめたる限度^{げんぎ}に非されぬ贈與者^{ぞうよしや}又は遺言者^{いげんしや}の相續人^{しやくじん}より賠償^{ぱいじやう}を受けす

手續^{しゆじゆ}の費用^{ひようぎ}の競落人^{きやうらくにん}より之を第三所持者^{しよちしや}に辨償^{べんぢやう}す

第六節 登記官吏^{とうきくわんり}の責任^{せきにん}

第二百八十九條 登記官吏^{とうきくわんり}の民事上^{みんじじやう}の責任^{せきにん}は關する財産編^{ざいさんへん}第二百五十五條^にの抵當登記^{ていとうとうき}の脱^{だつ}

前記登記を爲したる債權者を害することを得ず

第二百九十四條 抵當の拋棄の場合に從ひ有償又は無償にて債權を處分する能力を有する債權者非されの之を爲すことを得ず

債權者其抵當順位のみを拋棄を爲すときも亦同じ

抵當又の順位の拋棄の默示たることを得

債權者か讓渡人と共々抵當不動産の讓渡に参加したるときは追及權のみを關して其抵當を拋棄したりと看做す但法律上特別に其参加を要する場合に此限を在らず

第二百九十五條 抵當の時効の不動産か債務者の資産中に存する場合に於ては債權の時効

と同時に非されの成就せず

右の場合に於て債權を關し時効の進行を中斷する行為及び之を停止する原因の抵當を關して同一の効力を生ず

第二百九十六條

抵當不動産の所有者たる債務者か其不動産を讓渡して取得者又は其承継人か之を占有するときは登記したる抵當の抵當上の訴訟より生ずる妨礙なきに於ては取得者か其取得を登記したる日より起算し三十一年の時効を因りてのみ消滅す但債權か免責時効を因りて其前を消滅す可き場合を妨げず

第二百九十七條

眞の所有者に非ざる者か不動産を讓渡したるときは占有者の其善意なると惡意なるとを從ひ所有者を對して時効を得る爲め必要なる時間の經過を因り抵當債權者を對して時効を取得す

無權原にて不動産を占有する者も亦同じ

第二百九十八條

第三所持者の爲めの抵當消滅の時効は登記の更新を因りて中斷せられず然れども其時効の占有者の任意にして爲したる抵當の追認及び第二百六十條に規定したる如く其占有者爲したる催告を因り其他證據編第九條以下に規定したる如く總て抵當權を效力を與ふる行為を因りてのみ中斷せらる

右の時効の債務を附着する期限又の條件を因りて停止せられず但債權者の證據編第二百一十八條に規定したる如く其權利を保存することを得

此他證據編第三百一十一條乃至第三百二十六條に規定したる停止の原因の抵當を之を適用す

民法證據編目錄

第一部 證據

總則

第一章 判事の考覈

第一節 當事者申述の聴取、係争物並

に証書外の書類の調査及び法律の解釋

第二節 臨檢

第三節 鑑定

第二章 直接證據

第一節 私書

第一款 私署證書

第二款 署名、捺印せざる證書

第二節 口頭自白

第一款 裁判上の自白

◎民法證據編

第二款 裁判外の自白

第三節 公正證書

第四節 反對證書

第五節 追認證書

第六節 證書の謄本

第七節 證人の陳述

第八節 世評

第三章 間接證據

第一節 法律上の推定

第一款 公益に關する完全なる法律

上の推定

第二款 私益に關する完全なる法律

上の推定

第三款 輕易なる法律上の推定

第二節 事實の推定

◎民法證據編

第二部 時效

第一章 時效の性質及び適用

第二章 時效の拋棄

第三章 時效の中断

第四章 時效の停止

第五章 不動産の取得時効

第六章 動産の取得時効

第七章 免責時効

第八章 特別の時効

附則

民法證據編目錄終

◎民法證據編

第一部 證據

總則

第一條 有的又ハ無的の事實より利益を得んか爲め裁判上よて之を主張する者の其事實を證する責あり

相手方ハ亦自己又對して證せられたる事實の反對を證し或ハ其事實の効力を滅却せしむる事實として主張するものを證する責あり

第二條 自己の主張の全部又ハ一分を法律又從ひて證せず又ハ判事ハ證據を査定する權の自由なる場合於て判事ハ此二張の心證を起さしめさりし原告若クハ被告ハ其證せさりし點ハ付テ請求又ハ抗辯於て敗訴す

第三條 當事者の一方ハ或る事實の證據カ將來己れの爲めハ利益あるときハ其利益と證據喪失の危險とを疏明して訴訟の起らざる前と雖も其事實の證據を擧ぐることを裁判上主として請求することを得

第四條 下ニ定めたる規則ハ物權、人權及ハ人の身分又關する證據ハ共通のものトす但特

◎民法證據編

別の規定を妨げず

第五條 證據の左の諸件より成る

第一 判事の考覈

第二 直接證據

第三 間接證據

第一章 判事の考覈

第六條 判事の左の諸件より依り主張せられたる事實の確實を得たるるときは自己の考覈より依りて争を決することを得

第一 當事者又の其代人の申述の聴取、係争物並に證書外の書類の調査及び法律の解釋

第二 臨檢

第三 鑑定

第七條 當事者の自白ある場合の外當事者又の其代人の申述及び説明より請求若くは抗辯の證據せられざること又は尙ほ早きことの顯るるに於ては判事の其請求若くは抗辯を棄

却し又は他日本案の判決を爲す可き旨を言渡す

右判事の心證が係争物及び證書外の書類の調査より生ずるときも亦同じ

第八條 受けたる損害若くは失ひたる利益其他原因は争なく供給す可き價格を付き爲す可

き評價のみの争の存する場合に於て判事の當事者又の其代人の陳述を聽き此評價は必要なる元素を得たるるときは自ら其評價を爲すことを得

第九條 事實は争なく法律の點のみを争の存するときは判事の當事者又の其代人の陳述を聽き法律の規定を其精神と明文とより依りて解釋し且條理と公道との普通原則より依りて之を補完し自己の心證を取る

第二節 臨檢

第十條 境界、地役、占有、財産の損害及び不動産工事の執行に關する争其他此に類似の

争に付ては勿論裁判所より移送することを得ざる動産の形狀を證するに關するときは雖も判事の主張せられたる事實を直接に知ることを以て訴訟事件を明かならしむるに有益なりと思ふるときは或は職權を以て或は當事者の申立より因りて係争物又の争を決定す可き元素の存在する場所を臨檢するを得

第三節 鑑定

第十一條 法律よ於て鑑定に依る可き證を定めたる場合の判事の判決に付き特別の知識を要するときは何時までも或の職權を以て或の當事者の申立に因りて自己の考覈を助けしむる爲め鑑定人の報告を爲す可き旨を命ずることを得

判事の鑑定人總員一致の説と雖も之に從ふ義務なし

第二章 直接證據

第十二條 左の諸件に於て人の證言より生る直接の證據ありとす

第一 私書

第二 口頭自白

第三 公正證書

第四 證人の陳述

第一節 私書

第十三條 私書の證據力の其私書の對抗を受くる當事者の之に署名し又捺印したるときは之に從ひて輕重あり

第一款 私署證書

第十四條 私署證書の之を以て對抗せらるる者不利なる事實の陳述又は追認を記載し且

其署名及び印章又は其一あるときは署名者捺印者の裁判外の自白即ち證書を成すものとす

右同一の條件を有する書狀の私署證書と同一の證據力を有す

第十五條 自己の利益に於て私署證書を有する者か或る者を其署名者なりと主張し又は思考する場合に於て争の生ずる前と雖も其者對し手跡、署名及び印章の追認を請求することを得

署名者なりと主張せられたる者は其手跡、署名及び印章の真正なること又其一の真正なることを明確に追認し又否認することを得るのみ

裁判所より本條の規定の口論を受けたる者否認を爲さしむるときは裁判所の其否認せざるものよ付ては之を追認したりと認定することを得

第十六條 印章に關して其印章を提示せられたる者の其印章の自己の印章に相違なきことを追認するも捺捺は自身又自己の許諾して之を爲したるを否認することを得但總ての方法を以て其證據を供することを要す

此追認證書を與ふる前右の異議を留めざりしときは其後に至り右の抗辯を爲すことを得す

又其署名又は印章を追認したるときは其署名又は印章の獲られし手段たる強暴、錯誤又は詐欺を最早主張することを得ず但強暴か既止み又の錯誤若くは詐欺を既發見し且此事に付き何等の異議をも留めずして追認を爲したるときは限る
異議を留めたるべき追認證書は之を記す可し

第十七條 署名者なりと主張せられたる者の相續人、承繼人又の代人は對して追認の請求ありたるべきの被告の或の自己の代表する者の署名若くは印章を知らざる旨或の其使用の不確實なる旨を陳述するよ止まることを得

右の相續人、承繼人又の代人の印章の不正當なる押捺又の承諾の瑕疵より生ずる無効の方法を申立つる權利を失はず但此事に關し異議を留むることを怠りたるべきと雖も亦同し

第十八條 被告の異議を留めずして署名又は印章を追認したりと雖も後捺印白紙の濫用又の署名若くは印章の偽造ありたることを證する權利を失はず
然れども右の追認ありたることを知り其證書に依り善意にて約定したる第三者は證書無効の方法として捺印白紙の濫用を以て對抗することを得ず

第十九條 一人又の數人の證人が私署證書に加署し又の加印したるときは其證人を手跡驗眞と召喚す

第二十條 手跡、印章又の署名の驗眞の請求に關する方式並に期間及び被告又の其代人の出席せざるに因り此等の者に於て印章又の署名を追認したりと爲とを得可き場合の民事訴訟法に於て之を定む署名者なりと主張せられたる者の明確に否認し又の其相續人若くは承繼人の追認を爲さざる場合は於ける手跡驗眞手續の規則に付ても亦同し

第二十一條 雙務契約を證する私署證書の反對の利益を有する當事者間の正本二通を作り且之を署名又は捺印することを要す
又各正本の二通を作りたる旨を附記することを得ず
然れども當事者の一通の證書を作ることを得但其證書中指定したる第三者に之を寄託することを得合意したるときは限る

右の場合に於て第三者の各當事者の求め應じて其證書を示さざる可からず但當事者雙方の承諾なくして之を交付することを得ず

第二十二條 證書の調製及び其數の附記又の證書の寄託の當事者か合意の組成を禁らしめたる條件と看做す

然れども前條に從ひて調書の錄製あらざりし契約の全部又の一分を履行したる當事者の

最早條件の不行を申立つることを得ず

第二十三條 片務契約を證する私署證書は金銀其他一定量物を供與し辨濟し又返還する諾約を包有する場合に於て債務者が證書の本文を自書せざるときは債務者の署名若くは捺印の外尙ほ金額若くは數量の文字を捺印することを要す但數人の債務者あるときは其中の一人捺印を爲すを以て足れりとす

第二十四條 二通の正本及び前條の方式の商事に付ては之を要せず

第二十五條 前數條の方式に従ひ調製したる私署證書にして其對抗を受くる者が追認し又は裁判上よて其者が追認したりと爲したるもの其主文及び之と直接の關係を有し且之を補完する文言に付ては其者に対して完全なる證據とす

此他の文言の書面を因る證據端緒のみを之を用ゆることを得

第三十八條 記載したる自白不可分なる原則の證書の各部分に之を適用す

第二十六條 證書が第十八條に規定したる如く捺印白紙の濫用又は偽造の攻撃を受けたるときは其證據力の刑事裁判所に被告の送致あるに因りて停止せられ其裁判所の判決の確定と爲るまで民事の判決を中止す

嫌疑ある人の死亡其他の原因に由りて刑事審問の開かれざるときは民事裁判所の刑事

不受理の理由に付き裁判あるまで本案の判決を中止す

又刑事審問中なるときは民事裁判所の當事者の要求に因り又は職權を以て其判決を中止することを得

第二款 署名、捺印せざる證書

第二十七條 商人の帳簿に總ての人の爲め其商人に對して證據を爲す然れども其帳簿を援用する者此より生ずる自白を分つことを得ず

此他右帳簿の證據力の商法に於て之を規定す

第二十八條 非商人の帳簿及び覺書の其者の爲め證據を爲さず

右の帳簿及び覺書の其者に對し下の區別に従ひて證據を爲す

第二十九條 債權者の書面に左の場合に於ては債務者の爲め其債權者に對して證據を爲す

第一 債權者の辨濟其他の免責を明かす掲ぐるるときは但債權者に於て債務者は交付する爲め準備せる受取證書たることを證するときは此限を在らす

第二 債務者の證書又は従來の受取證書は免責を曹込み且其書類が債務者の手存するもの

第三十條 債務者の書面は其義務を掲げ且之を以て債權者の證書の用を供することを記載

するときは其書面の債務者_ニ對して證據を爲す

第三十一條 前二條の場合_ニ於て抹殺したる書面の之を斟酌せず但其抹殺が詐害又の錯誤_ニ出でたることの證あるときは此限_ニ在らず

第三十二條 非商人_ノ裁判上_ニ於て帳簿及ひ覺書を差出たす義務なし然れども任意_ニて之を差出たしたるとき_ハ争_ニ關するものを抄録したる後_ニ非され_レ之を取戻すことを得す但抄録を爲す_ニ其者の出席の上又_ハ之を合式_ニ召喚したるとき_ハ限る

第二節 口頭自白

第三十三條 口頭自白_ハ一方の當事者が已れ_ニ不利なる權利上の結果を生ずること有る可き事實_ニ付き爲すものなり其自白_ハ裁判上_ノもの有り裁判外_ノもの有り

第一款 裁判上の自白

第三十四條 裁判上の自白_ハ自發のもの有り又_ハ民事訴訟法_ニ規定したる本人_ノ訊問_ニ因りて爲すもの有り

第三十五條 自白_ハ其自白_ニ關る權利を處分する能力を有する者_ニ非され_レ有效_ニ之を爲すことを得す但法律上自白_ノ證據を禁したる事實_ニ非ざるとき_ハ限る
代理人の爲したる自白_ハ其管理行爲_ニ關する外特別の委任_ニ依りたるときは非され_レ有

效ならず但裁判上の代人の自白_ハ其陳述取消の方式及ひ條件_ニ關する民事訴訟法の規定を妨げず

第三十六條 前條_ニ從ひて爲したる自白を相手方の受諾_シ又_ハ之を裁判所_ニ於て認めたるときは其自白_ハ之を爲したる者_ニ對して完全の證據を爲す
然れども其自白_ハ事實の錯誤の爲め_ニ之を言消すことを得

第三十七條 自白_ハ法律の錯誤の爲め_ニ之を言消すことを得す
然れども相手方の權利を直接又_ハ間接_ニ追認したる者_ハ其權利の原因及ひ存續を争ふ權利を失はず

第三十八條 複雑なる自白を援用せんと欲する者_ハ陳述せられたる數箇の事實_ニ關し其自白を分つことを得す但此等の事實が相牽連したるとき_ハ限る
然れども主たる事實を變更する事實の主張_ハ通常の證據方法を以て自擊_シすることを得

第三十九條 裁判上の自白の效力_ハ裁判所の管轄_ニ違か公の秩序_ニ關せざるものたるときは其の管轄_ニ違_ニ因りて無効と爲らず

反對の場合_ニ於て_ハ自白_ハ裁判外_ノものとしてのみ有效なり

第四十條 一方の當事者_ハ訴訟事件の或る事實の存在_ニ付き陳述_シ可きの求を受けて其事

實を争ひざるに因り之を承認したりと看做す場合の民事訴訟法に於て之を規定す

第四十一條 一方の當事者か廢疾其他の原因に由りて語ることを得ずと雖も書面又の容態を以て裁判所を答ふることを得るに於ては裁判上の自白の規則を之に適用す

第二款 裁判外の自白

第四十二條 裁判外の自白の相手方又の其代人の面前に於て口頭にて又の此等の者を送付したる信書若くは書類にて之を爲したるは非され其效を有せず

此末の場合の外口頭の自白を受け及び證する資格を有する官廳に於て更其自白を爲さざりしとさる人證を許す場合は非され其證人を以て之を證することを得ず

第四十三條 裁判上の自白の有効なる爲め要する能力、其證據力、其言消及び其不可分は關する前數條の規定に裁判外の自白も之を適用す

然れども判事の確實にして明白なる自白は非され之を採用することを得ず

第四十四條 上の規定の義務の全部又の一分の履行を法律上にて黙示の自白と看做す可き場合を妨げず

第四十五條 裁判外の自白の有効を之を言消したりと雖も相手方の利益に於て時效の中斷を生ず然れども自白の日以後に經過す可き時效の言消の日より再び進行す

第三節 公正證書

第四十六條 公正證書の公吏か當事者より證することを託せられたる事實に付ての證言なり

又官廳の代人として事を行ふ官吏の調製したる證書の公正なり

證書の公吏か場所、證書の性質及び其證書と關係する人及び管轄を有し且法律に定めたる方式に従ひて之を作りたるは非され公正ならず

公證人其他當事者の囑託に應ず可き公吏の管轄及び其證書の方式の特別法を以て之を定む

第四十七條 前條に従ひて作りたる證書の偽造の申立あるまては公吏自身にて又の其面前にて爲したる行為及び申述に付き其吏員の陳述の證據を爲す

此證書の之に記載したる日附及び右同一の證據を爲す
公吏の名にて作り且其署名及び印章を具へたる證書の偽造の申立あるまては其吏員より出たるものと推定す

偽造申立手續の民事訴訟法に於て之を規定す

第四十八條 公正證書の證據力の偽造の申立に因りて之を停止す其執行力に付ても亦同じ

主文と直接又の間接の關係ある文言を關しては第二十五條の規定を適用す

第四十九條 證書は公正證書として有效なる爲め上は定めたる條件の一を缺くこと有るも
出捐を爲す總ての當事者が現實之に署名し又捺印したるときは其證書の第二十一條
及び第二十三條は定めたる條件を履行せずとも雖も私署證書として有效なり

第四節 反對證書

第五十條 當事者の秘密を存し置く可き反對證書を以て公正證書又私署證書の効力の全
部又は一分を變更し又滅却することを得
然れども其反對證書の公正證書たるるときは雖も署名者及び其相續人は對するは非されり
効力を有せず

然れども當事者の債權者及び特定承繼人が當事者と約定するは當り反對證書あるを知り
たることを證するは於て之を以て其債權者及び承繼人は對抗することを不得

第五十一條 不動産權利を關する反對證書か或登記を因り或附記を因りて公爲爲
れたるときは其反對證書の通常證書の効力を取得す但續て遡及の効力を有せず

第五十二條 孰れの場合に於ても一方の當事者の總ての承繼人他の當事者及び其相續人
は反對證書を以て對抗することを不得

第五節 追認證書

第五十三條 追認證書の當事者の一方が己れは不利なる公正又私署の原證書の成立を追
認する證書なり

右の證書の下の二箇の場合を除き原告をして原證書を差出たす義務を免かれしめず又其
證書中より原證書より更多く又更少数事項を記し又之と異なりたる事項を記する
もの其効なし但追認證書中より之を原證書に代用す可き旨を記載したるときは此限は在
らず

第五十四條 左の二箇の場合に於ては追認證書の原證書滅失の證あるときは之に代りるもの
とす

第一 追認證書は原證書の事項を再掲したる旨を記載するるとき

第二 追認證書の日附より二十個年を経過し且之を援用する者か其證書のみを既に權
利の行使に用ゐたるるとき

第五十五條 前條の場合の外原告が原證書を差出たすことを得るときは追認證書の其利
益は於ての書面を因る證據端緒として有效なり
總ての場合に於て追認證書の時効を中斷す

第六節 證書の謄本

第五十六條 裁判所又は當事者より正本の差出を求むるに於ては證書の謄本は之を援用する者をして其正本を差出す義務を免かれしめず但其者が正本の滅失を證したるときは此限を在らす

然れども公正の正本又は裁判上追認ありたる私署の正本が原本として公吏の許し藏められたる場合は於て裁判所より其正本を差出たすことは裁判所の命令に依り民事訴訟法及び公吏の規則に從ひて之を爲す

第五十七條 正本の滅失したるとき其謄本の左の四箇の場合に於ては正本と同一の證據力を有す

第一 公吏の作りし公正證書の正式謄本たるとき

第二 公正證書の謄本又は裁判上追認あり且原本として公吏の許し藏めたる私署證書の謄本を當事者の要求に因り其相手方の面前にて其公吏の作りたるとき

第三 當事者出席の上又は合式に之を召喚したる上にて公吏が裁判所の命に依りて其謄本を作りたる時

第四 右三箇の場合の外適法に正本を預りたる公吏の作りし謄本が異議を受けずして

其日附より二十ヶ年を経過し且當事者間にて主張せられたる權利に關し裁判上又は裁判外にて既し援用せられたるとき

謄本より左の諸件を附記することを要す

右第一の場合に於ては其謄本は正式謄本たること

第二の場合に於ては當事者の面前にて作りたること

第三の場合に於ては裁判所の命に依りて作りたること

總ての場合に於て其謄本を正本と核合したる旨又は其謄本の正本に符合する旨を之に附記することを要す

第五十八條 前條に記載したる四箇の場合の外に公吏の作りたる證書の謄本の書面は因る證據端緒の用を爲すのみ

第五十九條 公吏の作りたる謄本の復寫に人證を許す可き場合は限り單純なる參考書の用を爲すのみ

然れども公正證書の謄本を登記の公簿に謄寫したるときは其謄寫の書面は因る證據端緒なり

裁判上追認ありたる私署證書の正本の右に同じき謄寫の亦書面は因る證據端緒の効力を

有す

謄寫か其日附より二十个年を経過し且異議を受くること無く既に行使せられたるとき其謄寫の第五十七條第四號に從ひて完全の證據とす

第七節 證人の陳述

第六十條 物權又の人權を創設し移轉し證更し又の消滅せしむる性質ある總ての所爲に付て其所爲より各當事者又の其一方の爲めを生ずる利益か當時五十圓の價額を超過するときは公正證書又の私署證書を作ることを要す

人證の右の價額を超過するに於ては法律上明示若くは默示にて例外と爲したるときは非されに裁判所之を受理せず

第六十一條 雙務契約に於ける證書の必要の權利の最高なる價額に依る

第六十二條 請求又の抗辯の目的か金錢に非ざる場合に於て相手方か争の價額五十圓を超過する旨を陳述して人證に異議を申立つるときは裁判所の訴訟の元素に從ひ又の鑑定に從ひて豫め假の評價を爲す

第六十三條 書面を作りたる場合に於ては書面と反する事項若くは書面外の事項を證する爲め又の書面の意義を變更す可き様其調製の際若くは其前後に申述したるものを證する

爲め又の縱令五十圓より少なき利益に關するも人證を許さす

此禁止の擔濟、免除、更改其他の義務消滅の原因を證する爲め又の書面を以て證したる物權の消滅又の變更を證する爲め上は定めたる制限内に於ける人證を妨げず

總ての場合に於て主張せられたる事實の日附及び場所又の履行の爲め口頭にて定めたる時期及び場所の脱漏に人證を以て之を補足することを得但此事より生ずる利益を主たる利益に加へて價額五十圓を超過せざることを限る

第六十四條 争の利益か五十圓を超過する場合に於ては原告又の被告の縱令其以下の數額に請求又の抗辯を減するも人證を許さす

五十圓を超過せざる請求又の抗辯に於て此數額を超過したる價額の殘餘なるときは亦同し

第六十五條 前條に規定したる二箇の場合に於て證人訊問に因り五十圓を超過したる利益なることを發見したるときは人證を許したる裁判所の之を取消すことを要す

其他證人訊問に因り法律上之を許さざる事情を發見したる場合に於ても亦同し

第六十六條 上の規定の填補利息、過怠約款又の契約に從ひて返還を受く可き果實の計算を加ふるか爲めは五十圓の額を超過する場合に於て原告又の被告か證人を以て其主たる債權を證する爲め此從たる債權を拋棄し得る妨と爲らす

● 民法證據編

四百八十四

右の超過か遅延利息又の要約せざる損害賠償又の請求後返還を受く可き果實のみより生ずるときは全部又付き人證を許す

第六十七條

書面又依り全く證せられずして各別又人證の許さる可き數箇の請求を爲すことを得べき者の其原因の如何又拘りらす一箇の訴狀又其數箇の請求を併合することを要す但其請求か總て満期のものとして同一裁判所の管轄又属するものたるるときは限る右の手續を爲さざるは於て最早其脱漏したる請求又付き人證を許さす

第六十八條

前條又記載したる如く併合したる數箇の請求又の抗辯か五拾圓の價額を超過するときは人證を許さす但此請求又の抗辯か相異なる原因より生ずるときは此限は在らず

第六十九條

左の場合に於て争の價額の如何又拘りらす人證を許す
第一 書面又因る證據端緒の存するとき

證據端緒とい之を以て對抗せらるる人又其人を代表したる者より出てたる總ての書面又して主張したる事柄又付き事實たるの感を起さしむるものを謂ふ
主張したる事柄の書面又因る證據端緒あるときは書面外の事項又の書面又反する事

項又付き人證を許す

第二 原告又の被告か不可抗力又因り又の自己の過失若くは懈怠又歸す可からざる意外の事又因りて其證書を失ひたることを證するとき

第三 主張したる事柄の有りたる當時利害關係人か書證を得る能はさりしとき

第七十條 前條第三號の殊は左の場合に之を適用す

第一 財産取得編第二百二十條及び第二百二十一條第一項の規定したる急迫寄託

第二 事變、不期の危険又の急迫なる必要の場合に於て負擔したる義務

第三 合意外の原因を有する義務但此場合に於て不當の利得、不正の損害又は法律の規定より生じたりと主張する義務か書面を以て證す可き性質のものたる權利行爲を推量せしむるときは豫め其證據を供することを要す

第七十一條 法律か人證を許す場合の外人證を拒むは利益を有する當事者か人證又依りて

證據を擧ぐることを承諾するときの裁判所は人證を拒絶し又は之を許可することを得

七十二條 判事は證人の證據又因りて拘束せられず其心證又從ひて判決す

第八節 世評

第七十三條 法律上特は世評に因る證據を許す場合の外或る事實か顯著なるときは法律か其

規定を此事實に適用す可きことを定めたる各箇の場合に於て此證を用ゆることを得
世評に因る證據に於ての證人の事實に付き直接に自ら知らざるも傳聞に因り又の公然顯
著なるに因りて知りたる所のものを陳述することを得

第三章 間接證據

第七十四條 間接證據なる推定の法律に直接證據なき場合に於て知れたる事實より知れざ
る事實を自ら推及し又の裁判官の明識と思慮とを委ぬる結果なり
右第一の推定を法律上の推定と謂ひ第二の推定を事實の推定と謂ふ

第一節 法律上の推定

第七十五條 法律上の推定に其證據力と其原因とを從ひて左の區別あり

- 第一 完全にして公益に關するもの
- 第二 完全にして私益に關するもの
- 第三 輕易なるもの

第一款 公益に關する完全なる法律上の推定

第七十六條 公益に關する完全なる法律上の推定の法律の明示して定めたる場合及び方法
に從ふに非されに反對の證據を許さず此推定の之を左に掲ぐ

第一 既判力

第二 取得又の免責の時効

第七十七條 既判力の判決本文に包含するものも存す

第七十八條 既判力の真正と推定せらる

然れども確定と爲らざる判決の民事訴訟法に定めたる方式及び期間に於て之を攻撃する
ことを得

第七十九條 判決の確定と爲りたる時同一の争を再び訴ふるに於て其争の下の區別に
從ひ既判力を依りて之を斥く

第八十條 判決が全部又一の分を付き公の秩序に關するときは既判力に因る不受理の理由
に裁判所の職權を以て之を補正することを要す

此他の場合に於ての利害關係人より其不受理の理由を以て對抗することを要す

第八十一條 既判力に因る不受理の理由を以て新請求又の新答辯に對抗することを得るに
其請求又の答辯が舊請求又の舊答辯と比較して左の諸件あることを要す

第一 權利又の事實に關し争の目的の同一なること

第二 主張の原因の同一なること

第三 原告被告の權利上の資格の同一なること

第八十二條 新請求又は新答辯の目的が數量を付てのみ舊請求又は舊答辯の目的と異なりたるときは新請求又は新答辯の目的は舊請求又は舊答辯を包含したるものと看做す但舊請求又は舊答辯を裁判せし裁判所が新請求又は新答辯の數量を正當とするに於ては之を許與する權力を有せしときも限る

第八十三條 舊争か合意又は遺言の銷除、廢罷又は解除を目的としたるときは其争の際存在したるも當事者の知りて申立てざりし他の同性質の原因は當事者之を拋棄したりと推定せられ更之を新争の原因として用ゆることを得ず
方式の瑕疵ある證書を其瑕疵の爲め無効とする舊争中又申立てざりし他の方式の瑕疵も付ても亦同じ

本條の適用は於て銷除の訴の爲めより承諾の各種の瑕疵及び各種の無能力を同性質の原因と看做し又解除の訴の爲めより合意不履行の各種の場合を同性質の原因と看做す

第八十四條 當事者か或は自身より同一の資格を以て既に舊訴訟も出てたるとき或は舊訴訟に於て其前主若くは代理人も因りて代表せられたるとき或は利害關係人の結合か暗に相互代理たるときは當事者の權利上の資格の同一なりとす

第八十五條 刑事裁判所が犯罪の所爲の爲め要求せし民事上の賠償を付き判決したる場合の外尙は重罪、輕罪又は違警罪の判決は犯罪に附着する民事上の利益を付き既判力を有す但犯罪所爲の眞實、其犯罪の性質及び被告人の罪責を付ての裁判に關するものに限る

第二款 私益に關する完全なる法律上の推定

第八十六條 法律上の推定の左の場合に於ては私益に關する完全のものたり

第一 法律か人の身分に關する或る資格を付與し又拒絶するとき

第二 法律か或る所爲を其規定に背きたるものと推定して取消するとき

第三 法律か制規の公示なきに因り第三者に知れざるものと推定して或る權利の行使を拒絶するとき

此法律上の推定の法律の明示して定めたる場合及び方法に従ふ非されに反對の證據を許さず
然れとも和解を許す場合も於ては此推定の口頭自白を以て何時も之を覆へすことを得

第三款 輕易なる法律上の推定

第八十七條 上の法律上の推定は非ざるもの、輕易なる法律上の推定なり此推定は付ての法律に反對の證據を明許せざるときは雖も總て之を許す

右反對の證據は前二章の規定したる條件を以てするは非されし之を擧ぐることを得ず又輕易なる法律上の推定の次條の場合に於ては事實の推定を以て之を駁撃することを得

第二節 事實の推定

第八十八條 法律に裁判所は其裁判の元素を訴訟の事情に付き採取することを許す特別なる場合の外尙ほ裁判所の人證を許す可き場合も於ては何等の直接の證據をも擧げざるときは雖も事情より生ずる心證に從ひて争を決することを得

第二章 時効

第一章 時効の性質及び適用

第八十九條 時効の時効力と法律に定めたる其他の條件とを以てする取得又の免責の法律上の推定なり但動産の瞬間時効に關する第四百四十四條以下の規定を妨げず

第九十條 正當なる取得又の免責の推定の完全にして公の秩序に關するものとす此推定の第九十六條及び第六百六十一條の規定したる如く法律の定めたる場合及び方法に從ふは非されし反對の證據を許さず

第九十一條 取得時効の効力の占有の有益に始まりたる日は遡る

免責時効の効力の債權者か其權利を第二百二十五條以下に記載したる區別に從ひて行ふことを得へかりし日は遡る

第九十二條 或る訴權の行使の爲め法律に定めたる期間に其訴權の性質に因りて取得時効又の免責時効の一般の規則に從ふ但法律に明示又の默示にて例外を設けたる場合に此限を在らず

第九十三條 時効の總ての人より之を援用することを得又時効の總ての人を對して進行す但法律に依り時効停止の利益を受くる人を對しては此限を在らず

第九十四條 繼て融通物の時効は罹ることを得但法律上之に異なる規定を設けたるもの、此限に在らず

不融通物及び譲渡することを得ざる物の時効は罹ることを得ず
公有の財産の動産と雖も亦同じ

第九十五條 自己の財産に付き又の他人を對して行ふことを得る法律上の權能に幾許の時期間之を行はざるも爲め喪失せず但法律、合意又の遺言に於て之に異なる定を設けた

る場合ハ此限ニ在ラス

第九十六條 判事ハ職權を以て時効より生ずる請求又ハ抗辯の方法を補足することを得ず
時効ハ其條件の成就したるか爲め利益を受くる者より之を援用することを得ず
時効を援用する當時併せて正當の取得又ハ免責なきことを追認する者の時効を拋棄した
りと看做す

第九十七條 時効を援用するハ利益を有する當事者の總ての承認人ハ或ハ原告と爲り或ハ
被告と爲り其當事者の權ニ基きて時効を援用することを得
債權者の財産編第二百二十九條ニ從ひて右と同一の權利を有す

第九十八條 時効ハ訴訟中何時ても之を援用することを得又控訴ニ於ても始めて之を援

用することを得然れども上告ニ於てハ始めて之を援用することを得ず
第九十九條 年又ハ月又依りて成就す可き時効ハ曆ニ從ひて之を算す
日又依りて成就す可き時効ハ午前零時より午後十二時までを一日と爲して之を算す

時効の進行の始まりたる日又ハ其中斷若クハ停止の後再び進行の始まりたる日ハ之を算
せず
最後の日の全く經過することを要す

第二章 時効の拋棄

第一百條 時効ハ豫め之を拋棄することを得す但第二百二十條第二項ニ記する如ク占有者ハ將
來又向ひて其占有の容假を認むる權利ハ妨なし
成就したる時効ハ之を拋棄することを得又其進行中と雖も既ニ經過したる時期の利益ハ
之を拋棄することを得

此場合ニ於てハ第一百十八條以下ニ記載せる相手方の權利を追認したる場合ニ於けると同
しく時効ハ中斷す

第一百一條 拋棄ハ默示たることを得ると雖も明かニ事情より顯ハることを得ず

第一百二條 成就したる時効を有效ニ拋棄するハ取得したりと推定せらるる權利を無償ニ
譲渡シ又ハ消滅したりと推定せらるる義務を無償ニ負擔する能力あることを要す

第一百三條 債權者の其權利を詐害して債務者の爲したる時効の拋棄ニ對してハ財産編第二
百四十條以下ニ定めたる條件及ハ方法ニ從ひ自己の名を以て之を攻撃することを得

第三章 時効の中斷

第一百四條 經過したる時期の利益カ下ニ記したる原因の一又由りて消滅するるときハ時効ハ
中斷す

中斷したる時効の中斷の原因の止みし時より更進進行す

第五百五條 時効の中斷の自然のもの有り法定のもの有り

自然の中斷の取得時効は關してのみ生ず

法定の中斷の取得及び免責の時効は共通なり

第五百六條 動産不動産及び包括動産の占有者か眞の所有者又は第三者の所爲に因りて一

年以上其占有を奪られたるときは自然の中斷あり

占有を取戻したるときは時効の更進行す

若し不可抗力に因りて占有を奪はれたるときは自然の中斷なし

第五百七條 自然の中斷は各利害關係人の爲め其効を生ず

第五百八條 占有者か或る時間任意にて其占有を止めしとき其占有不繼續の効力は第二百

十九條に於て之を規定す

第五百九條 法定の中斷は左の諸件より生ず

第一 裁判上の請求

第二 勸解上の召喚又は任意出席

第三 執行文提示又は催告

第四 差押

第五 任意の追認

右の手續又は追認の行爲か時効の爲め害を受くる者の權利は明か關係することを要す

第六十條 法定の中斷は中斷の所爲を行ひたる者及び其承繼人の爲め非されは其効を生

せず

第六十一條 本訴と附帯訴と反訴とを問はず裁判上の請求の時効を中斷す但其請求か方式

に於て無効たるるとき又は管轄違の裁判所を爲したるときも亦同じ

然れども右但書の場合に於て中斷は初の請求を棄却せし判決ありたる時より二月内より

更合式の訴を提起せざるに於ては之を不成立と看做す

第六十二條 中斷は左の場合に於ても亦之を不成立と看做す

第一 請求か其基本に於て棄却せられたるとき

第二 原告か取下を爲したるとき

第三 訴訟手續か民事訴訟法に定めたる時間休止して無効と爲りたるるとき

第六十三條 裁判上の請求より生ずる中斷の訴訟の提起より其判決の確定と爲るまで繼續

第四百九十四條

求よりも生ず

召喚の無効の方式の瑕疵は因るも管轄違は因るも中斷を妨げず但初の召喚の無効と爲りたるより一ヶ月内より更に合式の召喚を爲すことを要す
合式の召喚の上勸解不調の場合及び被告の缺席の場合に於て中斷の一ヶ月内より裁判上の請求を爲さしむるときは之を不成立と看做す

第四百十五條

執行文提示より生ずる中斷は一年内より差押を爲さしむるときは之を不成立と看做す

右の中斷の方式の瑕疵は因りて其提示の無効なるときは雖も尙は成立す但催告より生ずる中斷の爲め下より定めたる條件を履行することを要す

第四百十六條

義務履行の催告の義務の目的、原因及び債務者と明か指示し且六ヶ月内より裁判上又は勸解上の請求を爲したるときは非されり時効を中斷せず

第四百十七條

差押より生ずる中斷は其差押の手續が合式に終結まで繼續したるときは非されり其効力を存續せず

假差押の裁判所の定めたる期間より裁判上の請求を爲したるときは非されり時効を中斷せず

時効の利益を受くる者は對して差押を爲さしむるときは其差押は此者に告知したる後非されり之は對して中斷の効力を有せず

第四百十八條

任意の追認より生ずる時効の中斷は裁判上より又は口頭たると書面たるとを問はず裁判外の行爲より生ずることを得

裁判上の追認の自發なること有り又は判事の訊問より生ずることあり

第四百十九條

追認の明示又は黙示なることを得
占有者が占有物に關する果實又は賠償の要求を承服するとき又は之を反して占有者か物よ付き爲したる必要若くは有益の費用の爲め賠償を要求するとき殊に取得時効は對する黙示の追認ありとす

債務者か利息又は債務の辨償の請求を承服するとき又は之を反して債務者か提供を爲し若くは恩惠期限の請求を爲すときは殊に免責時効は對する黙示の追認ありとす

第四百二十條

眞の所有者の權利を追認したる占有者は其所有者及び其承繼人は對し新時効を再び始むる權利を失はず然れども占有者の最早其以前の善意の利益を援用することを得ず

若し其占有者か容假の占有者と爲りたるときは將來は向ひ何人も對しても時効の利益を得ず

失ふ但財産編第八十五條第二項及び第三項の場合の適用を妨げず

第二百一十一條 追認は因りて中斷したる免責時効の即時更進進行す然れども其時効の最初短期のものたりしときと雖も將來に向ひては長期時効の期間に従ふ

第二百二十二條 時効を中斷する追認の自己の財産を管理する能力又は時効を罹ること有る可き財産を他人の爲め管理する權力を有する者又は於て之を爲したるときは有効なり然れども婦、無能力者又は委任者の利益に於ける不動産の取得時効を中斷する爲め夫、後見人又は代理人の爲したる追認の不動産の請求を承服する一般又は特別の權力あるは非されの有効ならず

第二百二十三條 時効を中斷する追認の所爲は付き争あるとき通常の證據方法を以て之を證することを得

第二百二十四條 保證、連帶及び不可分の場合に於て各利害關係人に対する追認其他の方法に因る時効中斷の効力の債權擔保編第二十七條、第六十一條、第八十一條及び第八十九條に於て之を規定す

第四章 時効の停止

第二百五條 權利の行使に權利上又は恩惠上の確定若くは不確定の期間は服し又は其發

生か停止條件に繋るときは其期間の満了又は條件の成就の時非されの時効の進行を始めず

第二百二十六條 時効の物權又は人權にして其成立、廣狹又は行使に相續に繋るものに対しては又相續後非されの進行を始めず

第二百二十七條 遺言又は前主の合意に對し相續人は屬する銷除訴權又は抗辯の時効に其遺言又は合意を相續人は對して援用し又は其相續人を害する權利行使の基礎として用ゐたる後非されの進行を始めず

第二百二十八條 上の場合に於て時効の第三所持者に對して停止せず但所有權の取得時効又は抵當の消滅時効を中斷せんと欲する利害關係人は於て自己の未定の權利の追認證書を得んと請求すること又は裁判上其權利を單に追認せしむることを妨げず

第二百二十九條 時効が其進行中に停止せらるるときは既に經過したる時間の其時効の更進進行を始めず時之を通算す

第二百三十條 時効の法律に定めたる人の利益に於けるは非されの停止せず

第二百三十一條 期間五個年以下の時効の成年者に對する如く未成年者及び禁治産者に對して進行す但後見人か此等の者の權利を行ふことを怠り又は正當の原因なくして此權利を

覺知せざる場合よ於て此等の者より其後見人よ對する求償權を妨げず

五個年を超ゆる時効よ關して其期間の成年よ達したる未成年者又ハ精神を回復したる禁治産者をして常よ其權利を行ふ猶豫を得せしむる爲め最後の一個年停止す

第三百二十二條

時効の婦よ對し第三者の利益よ於て進行す但夫か婦の爲め管理する財產よ關し其夫の方よ懈怠ある場合よ於て婦より夫よ對する求償權を妨げず
然れども法律よ規定したる場合よ於て時効の婦の爲め最後の一個年停止す

第三百二十三條

前二條の規定ハ無能力者自身よて爲したる行爲の銷除訴權の時効停止よ關し財產編第五百四十五條及ハ第五百四十六條よ定めたるものを妨げず

第三百二十四條

配偶者の一人より他の一人よ對して行ふ可き權利よ關して婚姻中と雖も時効の進行す
然れども其時効の最後の一個年停止す又一個年以下の時効よ關して其最後の半期間停止す

第三百四十四條の場合よ於てハ動産回復の期間ハ三個月とす

第三百二十五條

時効の財產の管理人と其管理を受くる者との間よ於て其保存することを任せられたる權利よ付てハ管理人の爲めよ停止す

時効の管理か止みし以後よ非されハ更ハ進行せず又第三百四十四條の場合よ於ける動産の時効よ關して三個月を以てするに非されハ成就せず

第三百三十六條

上よ定めざる場合よ於て時効の期間の満了する時よ當り有權者か交通の塞かりたるよ因り又ハ地方の裁判事務の停止せられたるよ因りて其權利の効用を致さしめ又ハ時効を中断する爲め手續を爲すこと能ハさりし時の有權者其妨碍の止む後直ちよ請求を爲すよ於てハ其失權を免かることを得

右の規定ハ陸海軍人か戰亂の時に於て服役の爲め其權利を行ふことを妨げられたる場合よ於てハ其利益の爲め之を適用す

第三百三十七條

物權又ハ人權の不可分より生ずる時効の停止ハ財產編第二百九十一條、第四百四十六條及ハ債權擔保編第八十九條第二項よ於て之を規定す

第五章 不動産の取得時効

第三百三十八條

不動産の取得時効よ付てハ所有者の名義よて占有し其占有ハ繼續して中断なく且平穩公然よして下よ定めたる繼續期間あることを要す
財產編第八十三條及ハ第八十五條よ定めたる如き強暴隱密又は容假の占有の時効を生せず

第三百二十九條 占有者か時効又因りて取得せんとする物又付き或る長さ時間所有者の行爲を爲すことを任意して止めしときは其占有の不繼續として時効を生せず
占有者か再び所有者の行爲を爲すときは其以前の占有の時間の占有者の爲め之を算せず

第四百十條 占有か上り定めたる條件の外財産編第八十一條記載したる如き正權原を基因し且財産編第八十二條又從ひて善意なるとき占有者は不動産の所在地と時効の爲め害を受くる者の住所又は居所との間の距離を區別せず十五個年を以て時効を取得す
占有者か正權原を證するを得ず又之を證するも財産編第八十七條規定したる如く其惡意か證せらるるときは取得時効の期間は三十ヶ年とす

第四百十一條 性質上登記を爲す可き正權原を基因したる時効は其證書又依り登記を爲したる後非されは之を算せず

第四百十二條 方式上無効たり又の裁判上取消されたる權原の時効の爲め又有益ならず

第四百十三條 前主の占有を其相續人及び包括若くは特定の承繼人の占有又併合し又は繼續することの財産編第九十二條又於て之を規定す

第六章 動産の取得時効

第四百十四條 正權原且善意よて有體動産物の占有を取得する者即時時効の利益を得
但第三百十四條及び第三百十五條記載したるものを妨けず
此場合又於て反對か證せられざるとき占有者の正權原且善意よて占有するものとの推定を受く

第四百十五條 動産物の占有者か正權原を有し且善意なる場合又於ても其物か所有者の盜取せられたるもの又は遺失したるものなるとき其所有者の盜難又の遺失の時より二個年間の占有者又對して其物の回復を請求するを得但占有者か其物を有償よて受けたるとき其讓渡人又對する求償を妨けず

第四百十六條 盜取せられ又の遺失したる物を競賣又の公又市場又於て又の此類の物の商人若くは古物商人より善意よて買受けたる者あるとき其所有者の其買受代價を辨償するよ非されの回復を爲すことを得ず
此場合又於て右の代價又付き所有者の賣主又對し又賣主の讓渡人又對して求償權を

有し終り盜取者又の拾得者又遡る
第四百十七條 無記名債權證書を盜取せられ又の遺失したる場合又於て其證書回復の期間

及び條件の特別の規則を以て之を定む

第四百十八條 上の場合よ於て回復者か占有の無權原たり又ハ惡意たることを證するるときハ時効の三十年を經過するハ非されハ成就せず

第四百十九條 上の規定ハ用方ヨ因りて不動産ト爲りたる動産カ其附着したる不動産ヨリ分離せられたる場合ヨ於てハ其動産ノ之を適用ス

上の規定ハ財産編第十二條ヨ從ハ用方ヨ因る動産ノ之を適用せず但其物カ土地ヨリ分離したるときハ此限ヨ在らず

又上の規定ハ記名債權ヨモ包括動産ヨモ之を適用せず但此等の物ハ關する時効の期間の第三百二十八條以下ヨ記載したる區別ヨ從ハ不動産ヨ關するも同一ナリ

第七章 免責時効

第五百十條 義務の免責時効ハ債權者カ其權理を行ふことを得へき時ヨリ三十年間之を行ハざるヨ因りて成就す但法律上別段短キ期間を定め又ハ債權を時効ヨ罹らざるものト定めたるるときハ此限ヨ在らず

第五百十一條 債務の元本カ年賦ヨて辨濟す可きものたるるときハ利息を包含すると否とを問はず時効ハ各年賦の要求期ヨ達したる時ヨリ各別ノ之を算ス

第五百十二條 債權カ無期又ハ終身の年金權なるるときハ雖も其時効ハ證書の日附ヨリ三十個年を以て成就ス

然れども右の日附ヨリ廿八個年の後ヨ至リ債權者ハ債務者ヨ對シ時効を中斷する爲め雙方の費用を以て其權利の追認證書を得んと要求することを得

若シ債務者右の要求を拒絕シ債權者裁判上自己の權利を追認せしむる必要あるときは其費用ハ全く債務者の負擔タリ

第五百十三條 動産質又ハ不動産質の返還を得る爲めの對人訴權ハ適法なる方法ヨ因りて債務の消滅したる後ハ非されハ時効ヨ罹らず

第八章 特別の時効

第五百十四條 人の身分ヨ關する訴權ハ法律カ其行使を特別の期間ヨ繋らしむる場合ヨ非されハ時効ヨ罹らず

第五百十五條 相續人又ハ包括權原の受遺者若クハ受贈者の分限をして効用を致さしむる爲めの遺産請求の訴權ハ相續人又ハ包括權原の受贈者若クハ受遺者の權原ヨて占有する者ヨ對してハ相續の時ヨリ三十年を經過するハ非されハ時効ヨ罹らず

第五百十六條 免責時効ハ左ヨ掲ぐる諸件の辨濟の訴權ヨ對してハ五ヶ年トす

第六十條 時効の左の訴權を對しては六個月とす

第一 第五百五十六條第六號及び第五百五十七條第二號を指定したる敎師、使用人其他の者の謝金又は給料か一個月又は更なる短き時期を以て定められたる場合を於ては其訴權

第二 旅店又は料理店の主人より供給したる宿泊料、飲食料及び消費物に關する其訴權

第三 日雇、月雇の職工又は勞力者の給料及び其仕事に際し此等の者の爲したる些少の供給に關する其訴權

第六十一條 前五條を規定したる時効の現實を辨濟せざりしことを自白したる債務者之を援用することを得す

第六十二條 裁判所書記、辨護士の裁判の時より公證人の證書調製の時より執達吏の其職務執行の時より三ヶ年の後の其職務の事件を關して交付せられたる書類及び其責任を免かれ其書類返還の證を提示する義務を免除せらるる

第六十三條 本章を規定したる時効の當事者の間を明確なる計算書、數額を記載したる

債務の追認書又は債務者に對する判決書あるとき之を適用することを得す此場合を於ては時効の三十ヶ年とす

附 則

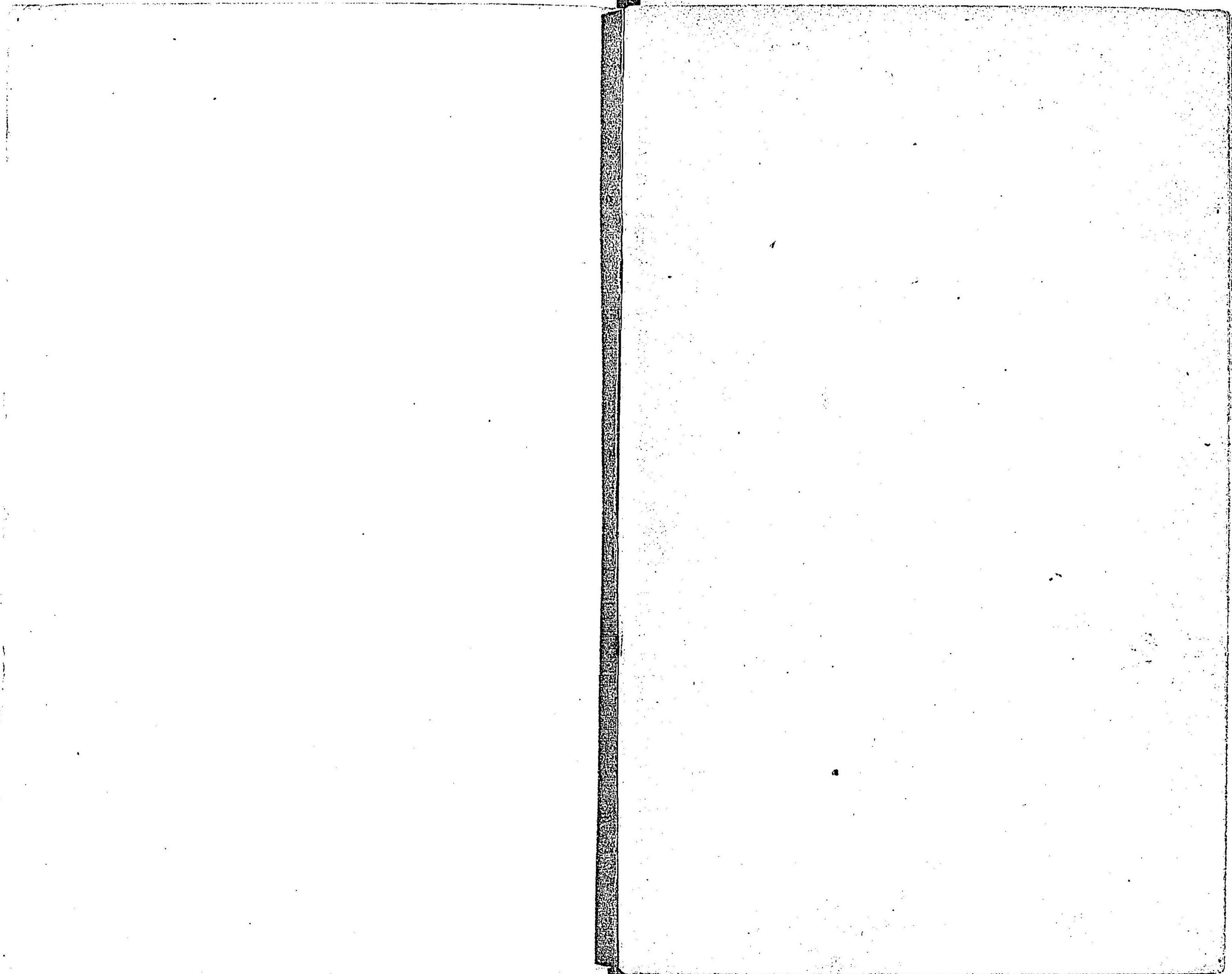
第六十四條 本法實施の當時を於て進行中なる時効の上を定めたる條件、禁止、中斷及び停止に従ふ

其期間を關しては舊時効か新時効より一層長き期間を要する場合を於ては占有者又は債務者の本法實施の時より算して舊時効の經過す可き殘期か新時効の期間より短きときハ舊時効を利用することを得
新時効より一層短き期間の舊時効を關して其期間ハ本法を定めたるものより等しき期間に達する様之を延長す可し

● 民法證據編

五頁

◎ 民法證據篇 終



禁電子式複写

